

落窪物語大成

四の巻





落窪物語大成四の卷

駿河 中邨 秋香 著



〔第五三節〕

(一) 修法 すべて加持
祈禱する事にいふ、こ
ゝは中納言が病氣平癒
せん事を加持祈禱する
之、當時の風、病氣出
産などの時は醫藥治療
よりも先第一に加持祈
禱をなしたる事なれば
之、あまたとは一二ヶ
所に止らず、諸所に於
て之を施行せしむるを
いふ、
(二) 何かは今は云々

かくてやうく、中納言重く惱み給へば、大將殿いとはしく思し

歎きて、〔病氣平癒〕修法などあまた〔施行〕せさせ給へば、中納言、〔何か

は、今は〔何も〕思ふ事も侍らねば、命惜しくも侍らず。わづらは

しく、何かは〔何トシテ〕祈請ナドをせさせ給ふと申し給ふ。よわるやうにな

り給へば、〔中納言〕猶死ぬべきなんめり。今暫時生きてあらばやと思ふ。

とは、我年〔われ〕ごろ沈みて、きのふ今日の若人共〔わかつち〕に多く〔官〕超えられ

て、なりおとりつるなん、耻に思ひける。我君の、かばかりかへりみ

ハル時節ナレバ、タケガアルナラバ、
給ふ御世に、命だにあらば、「大納言」なりなんと思へるに、「今」又か
ウニ死ヌルコトナレバ、
く死ぬれば、我身の、大納言になるまじき報にてこそありけれ
と、これのみぞあかずおぼゆる事、「ナル」さて「其外」は老のはて、死
のはてのおもたゞしさは、おのれに優る人、世にあらじ」との給
ふを、大將聞き給うて、哀におぼゆる事かぎりなし。女君、いかにて
大納言をかな、一日「ナリ」なし奉りて、飽かぬ事なしと思はせ奉
らん」との給ふを、聞き給ひて、實にさせばやとおぼせど、員より
外の大納言になさん事は「ナシ」かたし。「サレバトテ」人の「モテルチ」はた取
るべきにあらず。我の「大納言」を譲らんの御心つきて、父大臣の御
許にまうで給ひて、かくなん思ひ給へるを、幼き者ども多く侍れ
ど、それ「等」が「祖父ニ對シテ」徳を見すべき行末、あるべき事にもあら

ぬかはりには、この事をなんし侍らんと思ひ侍る。御氣色よろし
 う、定めさせ給へ」と申させ給へば、大臣左様ニ「何かはさ思はん事を、止ムべ
 き」早う然るべきやうに奏を奉らせよ。〔其許ニ〕大納言はなくても、
 あしくもあらじ」と、我心〔心〕なる世なれば、と〔心中ニ〕おぼしての
 給へば、限なく喜びたまうて、奏奉らせ給ひて、中納言、大納言に
 なりたまふ宣旨くだし給ひつ。これを聞きて、大納言、煩ふ心地
 に、なくく喜び給ふさま、親にかくよろこばれ給ふよ、功德な
 らんを見ゆ。」

なりたまふせんじ宣旨くだし給ひつ。これを聞きて、大納言、煩ふ心地
に、なくく喜び給ふさま、親にかくよろこばれ給ふよ、功德な
らんと見ゆ。」

大納言を辭して之を譲らんと思ひ定むる、
(八)幼き者ども云々 大將の子供今數人あり、これら中納言は外祖父の事なれば、生長の後は戀にも養ふべき事なれども、その歳月を待たず今死ぬべき事なれば其代りに今大納言にせんといふ、
(九)早う然るべきやうに云々 其由を然るべきさまに具狀して奏聞せよと、大將は大納言を辭しても、大將本官にて然るべしと、さてかくいひて、我か意のまゝに任免等を行ふを得る事なればと右大臣の心中に思へる、

(一〇)功德ならんと見ゆ 功德は佛經よりいでし語、此世の善行は來世の功德となりて往生成佛を得るといふこと、

(一一)よろこびには云々 大納言となりし喜に氣分引立ちて、病床より起きいで、人を神佛に參らせて立願せしむる、

(一二)定業の命にても云々 定業の命は、一定して長短しがたき命數との事、さる命數なりとも暫時延べ玉へと人をして又自身の心よりも立願すと、けにやは「それゆゑにや」との意、
(一三)すこしおこたり

「源大納言此」よろこびに「床ヨリ」おきたちて「入テモテ」願たてさす。定業の命にても延べ給へと、人にも心にも願立てさするけにや、少しおこたりて、思ひつよりて、起き居て、内へ參るべき日見せ、とかく處分スベキ事、あておこなふとても「我子ども七人あれど、かく現世後世嬉しきめ、見せつるやありつる。かゝりける御佛を、少しにても疎なりけんは、我身の不幸なるめを見んとて「約束事二」こそありけれ。子二三入簾とりたれど、今に「スベテ」我にかゝりてこ

て おこたるは病勢の緩むをいふ、思ひつよりては氣分の引立つこと、
(一四)かく現世後世云々 現世は壽宴を開き、又大納言に任せられたるなどの事をいひ、後世は入講の事などいふ、
(一五)かゝりける御佛を云々 我を助け恵むより佛といふ、落をいへる、落を一時疎略に取扱ひしは、即ち我が身沈滞すべき運命ありてより然る事ともなりしならんと、
(一六)子二三入簾とり云々 大君以下女子をいふ、四人の簾の内藏人少將はかれ、兵部少輔は通ふともあらねば二三人とはいへり、

そはありつめれ。あまさへ憂き耻の限こそ見せつれ。この殿は「此方ヨリ」塵ばかりも「心向ケ」仕うまつる事もなければ、御かへりみを「斯」格段ニ蒙ル却テ赤面ナルかくこよなく見る。かへりては耻かしきこゝちして「エ堪ヘズ」。我死なば「我」かはりには、男子にまれ、女子にまれ、「皆能ク」君に仕うまつれ」と、いとさかしういひます。かゝれば北の方、「心」中にくし、疾く死ねかしと思ふ。「参内」その日になりて、いと清げにさうぞきて、「大將第二至リ」男君、女君、一ところにおはするほどにて、拜み奉り給へば「いとかしこし」と聞え給へば「あのれは朝家もかしこくもおはしまさず、唯あが君のみこそ嬉しくかたじけなくおぼえ給へ、この世に仕うまつらで死ぬとも、大かた守護ともなり侍りて、など念じ侍る」と申し給ふ。それより退出給ひて、右

此輩の人々尙ほ中納言よりみつぎてありと云、さるに大將をば此方よりは毫もみつぐことなきのみならず、却てさま／＼厚き奉養をうくる事赤面と云。
(一七)いとさかしういひいます。さかしうは賢の字の意にて愚に對へていへるはもとよりにて、轉じては「カシコダツ」又は「モットモラシク」などの意にもいへり、賢の字の意なるはいふまでもあらず、源氏若菜下「心とそむきにしがなとたゆみなくおぼし渡れどさかしきやうにやおぼさん」とつゝまれて「宇治拾遺」まどろみ入りたる夢に、などさかしくはあるぞ只たばん物をば給はらでかへし參らするあやしき事云々」などは「カシコダツ」意云、源氏桐壺「今は

の大臣に參り給うて、又内に參り給ふ。人々に祿給ふ事も同じやうにて、猛なる事どもなれど書かず。大納言はその日より（病床ニ）臥して、又重くもなれば苦しうし給ふ。今は塵ばかりも思ふ事なければ、死なん命も惜しからず」といひ臥し給へり。いと弱くなイヨ／＼衰弱ニり給ふと聞き給ひて、大將殿の北の方大納言第ニ渡り給へり。おとゞかたじけなく嬉しと思ひ給へり。御むすめ五人集ひて、仕うまつりなげき給ふ。おとゞ異御子どももの仕うまつり給ふは、物ともおぼさず。（見）大將殿の北の方落の、添ひおはするを嬉しと、いみじうめでたきものに思してもものもまゐりたまふ。湯漬をなんまゐり給ひける。

なき人とひたふるに思ひなりなんとさかしうの玉ひつれど」同「さかしうの玉ひつれど車よりおちぬべうまどひ玉へば」及びこゝなるなどは「尤ラシク」の意云、
(一八)拜み奉り給へば、をがむは折れ屈むより成れる詞、故に古くはをろがむといへり、腰を折りて屈み禮をなすこと、今合掌することにいへるはこれより轉じたる云、
(一九)この世に仕うまつらで云々 現世に於て報恩の奉公なし得ずとも、死後魂魄は常に相そひて守護をなすべしと云、
(二〇)人々に祿給ふ事云々 前の賀宴に人々に祿給ふ事あり、その様甚盛大の事なれども、前の記事と同じやうなれば書かずと草紙地云、同じやうなればかゝすとの意也
△かゝと弱くなり給ふと云々 上文「よわるやうになり玉へば」と對しみるべし
(二一)そうぶん 處分なり、うつぼその外に多くみえたり、秋成本など庄分の字をあてたるは謂なき事云、
△子供の心見るに云々 大納言の口によりて、北の方腹のはらからのさまをあらはす、
(二二)こと子供 落に對して、他の子供をいふによりてかくよべる云、
(二三)同じやうに力入

たのもしげなくなりはて給ひて、生ける時大納言處分してん。子ども性の心性見るに、兄弟おもひせず女どちのなかにも、うとくしくあめれば、（我死後ニ）論なり怨ごとども出できなん」とて、越前守を大納言御前に喚びすゑて、（領スル）所々の庄の券、おびなど取り出で、えらせ給ふに、少しよろしきは、たゞ大將殿の北の方にのみ奉り給うて、異子ども、これを少しにてもうらやましとだに思ふべからず。同じやうに力入り、親に孝したるだに。少し人々

り云々。兄弟姉妹同一なる力を用ひて、親に孝養したりとも其遺産中宜しき物をば、其内にて身柄ある子にとらすべき事なるに、別して孝養せざるのみならず、却て年來我が扶助をうけたる事なればそれを恩とはおもへど、人々しとは身柄ある人にいへるにて人らしといふ程の詞、三三の五見合すべし、△孝したるだにの下、普通本「なし」の字あるは衍なり、

しきになん、よろしき物（チビ）とらする。いはんや（孝セサルノミナラズ）許多の年ごろかへりみるを恩にはと思へ（扶助スル）と、いとさかしうの給ふを、君達（子供達）はことわりと思したり（至極尤ナリ）。この家もふりてこそあめれど、廣うよろしき所なり」とて、大將殿（落）の北の方に奉り給（ハントシテ）へば、北の方聞きて泣きぬ（北ノ方）の給ふ事どもは、さもの給ひぬべけれど、又いかゞ恨み聞えざらん（年來）。年ごろ若うより（若キ時）「夫婦ト」あひ（ツレ）添ひ奉りて、六十七十になるまで見奉り、たのみ奉りつる事、（ト云ヒ）又「殊ニ夫婦ノ中ニ」なかりつる。子ども（男女合セテ）七人もたり。な（何故）どこの家を

て七人、
（二五）世の人の親は云々。世間人の親たる者は、幸福なき子を憐みて死後にもそれが爲にはかる所あるものぞ、落は大將にそひたるものなれば、顧慮するに及ばずと、
（二六）三つ葉四つ葉もまうけ給ひてん。古今序「此殿はむべも富みけりさき草のみつばよつばに殿つくりせり」みつばよつばは三つま四つまにてつまは軒の端をいひて即ち三棟四棟建て列ねたる廣き殿つくりをみつばよつばの殿つくりといふ、此歌によりて大將の家は家産ゆたかなれば、いかほど廣き家も心の儘に建築し得らるべしと

に（於キ）おい奉りては、この家は得給はずとも、いとよく有なん。大將もいとたのもしう、みつばよつ葉も（結構ナル御殿モ）まうけ給ひてん。三條（左程マデニ）「家」もさばかり、玉のやうに（ウルハシク）造りて奉りたり。（家ナキモ）いとよしをのこにおきては。（男ノ子供ニ）「夫ある（女ノ）子どもは、はか（イカヤ）しき家もたるもなかりき。よし、（ウニテモロシイ）それは言ひもてゆけば、とてもかくても有なん。おのが身、（この）「夫ナキ」二人の「女ノ」子どもは、こゝ立ち（除キ）ねと懲（ちと）ぜられん時は、いづこ（ノ家）にか在らんとするぞ。大路（道路ニサマヨヘ）にたてとや「ノタマウ」。いと道理なくものなのたまひそ」と、いひつゞけて泣けば、おと（立派ナル家ニコソハヨシヤ）子ども、思ひ捨つるにはあらねど、麗しくこそはせめてなくとも、世に大路にも立給はじ。年ごろの苦勞には、子どもを見たまへたりとも、仕うまつりてん。越

いふふ、
(二七)いとよし云々
をのこにおきてはいと
よしと句を上下して心
得べし、男の子供はそ
れ／＼自身の才覺もて
家をも定むべければい
とよし、別に心配にも
及ばず、大君中の君二
人の夫ある子は、はか
／＼しき家なきが、よ
しそれは夫ある事なれ
ば、其才覺にていかに
もすべしといはいふ
べし、只わが身と三の
君四の君丈は、此家大
將の有とならんにはこ
ゝを明け渡せといはれ
ん上はゆき所なく路頭
にさまよはんと、
(二八)越前守わが代り
云々 越前守子として
親に仕ふる上に、更に
大納言の北の方をはぐ

前守、我かはり取りそへて仕うまつれ。三條の家はわが家かは。
わが名代ノ分チモ添ヘテ奉養セヨ
本性かの御領なり。大將殿も見給ふに、少しはか／＼しきもの、
元來落ノ所有
え奉らで死なば、いふかひなきものとおぼすべし。天の下にの給
所有セサセ申サデ
ふとも、こゝはえ奉らじ。今日明日とも知らぬ身を、なうらみ給
ラルハトモ 此家チバ所有セサセ申サジ
ひそ。物ないはせたまひそ、いと苦しとの給へば、北の方、又
物チ言ハスルナカレ
ち出づれども、子ども集りてせいして又いはせず。大將殿の北の
出サントスレドモ
方、これを聞き給ひて、いとほしく哀とおぼして、北の方の聞え
氣ノ毒ニ
給ふ事、いとことわりなり。こゝには唯何もかもなたびそ。君達
至極道理ナリ
にあまねく奉らせ給へ。ましてこゝに、此方ニハ「北方ハジメ」たれも／＼住み
意外ノ場所ニ住カヘラレンハ
つき給へるに、おもはぬ方に侍らん、いと見ぐるし。猶はや「北ノ方
御子達
に奉らせ給へ」と、「大納言」責め「勸」申し給へば、おとど「おのれは
大納言

いむ代りをも取加へて
奉養せよと、
(二九)天の下にの給ふ
とも 天下に廣くいふ
どもの意にて即ちいか
やうに請求すどもの
意、
(三〇)物な言はせ給ひ
そ 我に論を向けて、
我をして物を言はしむ
ること勿れ至て苦しけ
ればと、
(三一)越前守などけに
少し云々 ものしは心
よからずおもふ事一〇
の一七にいへり、此處
分を越前など心よから
ずおもへども詞にはあ
らはさずと、
△いとよわくなり給へ
ば 上に「よわるやう
になり給へば」といひ
「いとよわくなり給
ふ」といひ「たのもし

授與スルコトハデキズ
え取らすまじ。おのれ死にはべらん時、ともかくも心とし給へ」
一向ニ許サレズ
とて、更に聞え給はず。よきおびなどもたまさかにありけるなど
石帯
も、皆大將殿に奉り給ふ。越前守など「心中ニハ」げに少し物しと思へ
氣分ニ叶ヒ玉フ人ノ
れど、親の御けしき得給ふ人の御有様、「彼是ト」いふべきにあらね
處分スベキ事
ば、「爾」うちも出でず。「大納言」あるべき事どもいとよくまたため
取計ヒテ
て、大將殿の北の方を、よろづにうれしと、「思ヒテ」御徳により、面
萬事ニツケテ
目あるめを見侍つる」と、返す／＼申し給ひて「はか／＼しから
又
ぬ女子どもの、いと數多侍りつる、よく／＼かへりみ給へ」と申
眷顧シテ賜ハレ
し給ふ「承はりぬ。身の堪へん限は、いかでか仕うまつらざらん」
カノトバク限リハ
との給へば「いと嬉しき事「ナル哉」との給ふ。むすめども「スベテ」この
ナントシテカイダサバシムルコトアラシ
御言にしたがへ、君と思ひ奉れ」など、さかしくの給ふままに、い
大納言
主人
尤ラシク

げなくなりてはて」といひて、さてこゝにかく記し、「遂に七日に消え入り給ひぬ」とうけたる、老病の漸次に衰弱したるさま文章上に於て明かに思ひしらる、紀事文のさま、まことに此の如くなるべし、

(二三)大將殿は若君たち云々 落は納言第に渡り引つゝきて喪ごもりとなりたれば、大將のみ三條第に在りて君達にさしそひてある、

(二三)日々に立ちながら云々 日々大納言第に來りて立ちながら愁傷し、且は後々の事の指圖をもなす、立ちながらとは、喪家に入れば身穢るゝを以て出仕しがたければ、さ

とよわくなり給へば、誰もくゝいみじくおぼし歎く。遂に七日に消え入り給ひぬ。十一月の事なりけり。いとをしむ年にもあらず。〔七十ノ事故〕道理とはおぼしながら、御子供、女男集りて惜しみなげき給ふさま、いとあはれなり。」

〔落窪物語第二ノレバ〕大將殿は、若君たちにそひ給うて我〔三條ノ〕御殿にお

はす、日々に〔大納言第へ〕立ちながらおはしつゝ、泣きあはれがり、か

つは後の御事、あるべきやうの御さたも、みづから〔大納言第二〕入り

居なんとし給うければ、父大臣「新しき帝の〔御位ニ〕おたまうて、ほ

どなく、長々とあらん暇はいとあしかるべし」と、切にのたまふ。

女君も「幼き人々、こゝに迎へんは、物忌などするに忌々しかし。

〔又三條第二〕籠めおきたらん、殿さへおはせずば、いとうしるめた

れどもさてはいと不便なれば、入らんとせしかど父大臣云々と、婦の父母には服なけれど、其家に入れば穢るゝ、

(三四)幼き人々云々 君達が大納言第に來りては齋戒などの事ありて不都合なる故、無論三條第にさしおかざるべからず、さるに大將もし大納言第に來りてもらば、三條には自身居らぬのみならず、大將さへ居ぬ事となりて、甚きづかはしければ籠り玉ふべからずといふ、

(三五)げにの給ひしやうに云々 大納言の前の詞に「老のはて、死のはてのおもたしきはあつたにまさる人世

なし、〔カタク〕な籠り居給ひそ」と聞えければ、我〔三條ノ〕御殿にて、な

らはぬひとりずみにて、君達うち眺め、あそばして、さうぐし

くおぼさる。かく〔大納言ノ〕疾く亡せ給ひぬるを、見給ふにつけて

も、よくぞ思ふ事を、いそぎてしてけるとおぼす。〔大納言第葬送ニ差ッ

忌なき日とて、三日といふにをさめ奉り給ふ。大將殿の御送に四

位五位いと多く歩みつづきたり。實に〔大納言ノ〕の給ひしやうに死

の幸福限なしといふ。御忌のほどは、誰もくゝ、君達、例ならぬ屋

の短きにうつり給うて、寢殿には、大徳達いと多くこもれり。大

將殿おはせぬ日なし。立ちながら〔人々ニ〕對面し給ひつゝ、すべき

やうなど聞え給ふ。女君の御服のいと濃きに、精進の氣に、すこ

し青み給へるが、あはれに見え給へば、男君うちなげきて、

にあらじ」とあり、之によりて「げにの給ひしやうに死の幸云々」とはいへる。

(三六)例ならぬ屋の短きにうつり 屋の短きとはひくき屋をいふ、

喪次には廊わたどのを板敷おろし、又は土殿としてそこに居る事、榮花物語、玉の飾、様々の悦などにみえたり、屋の短きといふも廊わた殿などをいへるなり、

(三七)寢殿には大徳たち云々 喪家には母屋の中央に佛臺を立て道師坐僧坐など各所に設くる事多く記録にみえたり

(三八)女君の御服の云々 鈍色のいと濃きをいふ、重服の色也、

(三九)なみだ川 君がなげく涙の深き上に、わが涙さへ落ちそはりぬれば君が袂は殆ど涙もて淵となれりといふを、涙川によせて淵といひ、落ちそふと縁語にていひさて淵にふち衣の意をよせたり、藤衣は喪服の事をいふ、藤の蔓の筋を除き去りしものを糸とし、之を織りて布となしたるものにて、こはもと麻布と同じく賤民の衣服とするものなり、さるを凶事に當りては位ある人も美服を着せず、粗服にやつれてその哀情を表

大將
なみだ川我なみださへ落ちそひて君がたもとどふちと見えける

との給へば女、

落朽すなみだの川のふかければふちの衣といふにぞありける

など聞え給ひつゝ、ゆきかへり往復「通じ」ありき給ふほどに、三十日の

御忌はてぬれば大將「三條ヲ指ス 引移リ」今は彼所にわたり給ひね。子ども戀ひ聞ゆ」と

の給へば落「今いくばくにもあらず、御四十九日はて、渡らん」と

の給へば、故大納言第「天將」こゝになん夜はおはしける」

するため、藤衣を着たりしより、喪服を藤衣といふ事となり、麻衣を用ひ、又生絹など用ふるに至りても、喪服をば之を藤衣といふより、いつしか轉じて藤衣とは色をいふものゝ如くなりたり、

千載哀傷「心さし深くそめつる藤衣きつる日敷のあさくもある哉」榮花衣珠「かたみとて染めたる色の衣さへあつる涙にくちぬへき哉」、この外藤ころもに染むといへる事歌にも文にもいと多し、さて喪服には、橡と鈍

色との二つなれど、榮花その他の文によりて思ふに橡をはくろき御衣、又はくろくなどいひて、鈍色の事を藤ころもといふものゝ如く思はる、鈍色は鼠色なれども當時は多く鼠色の青みあるもの即謂ゆる青鈍を用ひしものなれば、おのづから藤色にもちかきところあればならんか、尙此事は隨筆に證をあげてくはしくいへり、

(四〇)袖くたす かけ歌に應じて涙川といへり、くたすは朽ちさすること、涙のひまなくして袖を朽たすといふを下すとかけて川とうけたり、さて川といふより涙の甚しきを深しといひ淵といひて同じく藤衣をよせたるなり、

(四一)ゆきかへり 故大納言第へ往復して通ふ

(四二)三十日の御忌 諸本皆三十日とあれどもこは疑なく三十五日の五の字を寫しおとしたるものなるべし、さるは佛式に三十日をもて忌日とする事はなく、三十五日は四十九日と相對し、三十五日をば小練忌といひ、四十九日をば大練忌と稱する事尺素往來にもみえ、七七忌日中は大切な忌日とするものなれば、

(四三)今いくばくもあらず すでに五七日は過ぎ、あと十四日にて四十九日なればかくいへり、この文にて

も三十日は三十五日なると明かす、

〔第五十四節〕

(一)此度こそはての事 四十九日、一周忌、三周忌など、皆はての日といへり、その忌の

ワケモナク 四十九日ニ 故大納言第
はかなくて、御ななぬかになりぬ。この殿にてなん「法事」し給ひける。此度こそはての事なればとて、大將殿、いといかめしう

一関を告ぐる日なればなり、さればその日行ふ佛事を「はての業」「はての事」などいへり、

(二)子供我もくど云々 大將主として此法事を行ふ事なれども、又越前守以下の子供もこれに力を合する、云々 (三)今はいざたまへ云々 いざたまへは、いざ来たまへなる事すでにいへり、三條第に歸らん事を誘ふ、さて部屋にもぞは戯れていへる、云々 (四)今はかけても云々 「かけても」はこれをいはんがためにかれを示すといふやうなる意にて即ち秤にかけおはする意、「タトヘニモ」假初ニモ」などい

ふ意、(五)なき人の御かはり なき人は故大納言をいふ、大納言死去の後、北の方及びその子供たちを、そのおすれがたみ、即ち代りとみるべければなり、(六)女君達にも君こそは云々 上に大納言が「はかしくしからぬ女子どものあまた侍りよくかへりみ給へ」と落にいひおける事あり、これらによりていへることなるを思はせて書けり、(七)今二つはさすがにわろし 前に大將より贈りたる帯は、世に名高き帯といふ事二ヶ所までにみゆ、されば今此おくられたる帯三つの内、我あくりたる一

施行

おきて給ひけり。「大納言」子ども我もくと、ほどくしに隨ひてし給ひければ、いと猛に、きらくしき法事になんありける。「舊」事

はて、大將殿「今はいざたまへ、(永く居ルナラバ)部屋にもぞ籠むる」

との給へば「けしからず、今はかけてもかゝる事なの給ひそ、(昔、

事)忘れざりけりと「北の方始」聞き給は、おほしつゝ、む事出て來

なんかし。なき人の御かはり「人々」には、よろしうおほされにし

がな、ところ思はめ」との給へば「さらなる事、(天君以下)女君達に

も、君こそは「慰三」問ひ「慰メ」給はめ」との給ふ。越前守、かく「三條第へ」

かへり給ふ「さ」と聞きて、かの大殿の奉れとて、處分し集め給ひ

しものども、所々の庄の券とり出て、もてまゐりて「怪しう侍

れども、故人のいひおき侍りしかばなん」とて奉り給へば、大將

殿見給ひければ、おび三つ、一つは我「前方」とらせしなり。今二つ

は「ソレニクラアレ」さすがにわろし。庄の券、家の圖などなん「記シテ」あ

りける。大將殿「けしうはあらぬ處々をこそは領じ給ひけれ。こ

の「圖」家は、などか君達、北の方の御中には、奉り給はざりし。こ

と、ころのあるか」との給へば、女君「さもなし。こゝは「北の方始」こ

かう久しう年ごろ住み給へれば「我々受」得じ、北の方に奉りてん

となん思ふ」との給へば、男君「いと善きこと、これは君得給はず

とも、おのれあればおはしなん。「之ヲ取ラバ」皆うらみの心どもあら

ん」と、うち語らひ給ひて、越前守近う喚び寄せて「其許にぞその

事ども「つ委細」はしらん、などいところ、がちには見ゆるぞ、豪家

とわづらはしがりて「カクハ」あるか」とうち笑ひ給へば「更にさも

分限々々

仰山ニ

リ、シキ

果

落

假ニモ

隔意スル事

思ハレタイ

大將 勿論

「三條第へ」

「前方」

越前

故大納言ヲ云

石帯

アトノ

「記シテ」

刑

落

左様ニテモナシ

大將 至極

差支ナカラン

大將

何故

此方ニ多ク贈ラル、ヤウニ見ウクルヲナルゾ

越前

つに較ぶればあとの三はまかしながら品下れりとの、さすがはまかしながらの意にて比較上いふ詞之、
△庄の券家の圖などなん「庄の券」とのつどなん」とある本はわろし、今は閑田本始め諸本による、家の圖は故大納言第宅圖之、
(八)けしうはあらぬ云々、けしうはこゝにては「ワロシハ」といふ程の意、是迄の領地わろくなき場所を所有せりと之、
(九)ことどころのあるか、異所にて即ち別第をいふ、是迄の第宅を落に賜はるものは、他に別第等ありて、北の方始はその方へ引移らんとての事かと落に問

侍らず。今はと物し給ひし時、皆仕置きて「我等」あづけられたるなり」と申せば「さかしうもし給ひけるかな。」
大將賢
「サレド」こゝ「家」に「北の方始」たれもく、住みつき給ふめるを何しにかは「受ケン」と、こゝにの給ふめればなん、北の方領り給ふべし。このおびふたつは、
石帶
衛門の佐と、そこにと、一つづ、
其許
「我がカニ」と、美濃なる所の券と、おび一つとめつる。むげに爾「處分」しおき給ひけん御心ばへの、
左様ニ
證ナキ
かひなきやうなれば「是丈へ受クベシ」となんの給へば、越前守「いと不便なる事、故大納言」みづから仕置き侍らぬ事なりとも、
不都合
「遺産」殿にのみなんしろしめすべき。いはんや更に、我かくしおくなどいひおき侍りし「遺言」にたがひては、
違
「遺族」たれもく、皆「各自」少しづゝ分たれ侍るめるものを」とて、取らねば、大將「あやしくもいふ

ふ、是は越前この遺産目錄と書面など持來りたるを取次して受取り、さて大將と落との談話にして越前はいまだ其席には居らざる、
(一〇)これは君得玉はずと云々「あのれあれば、これは君得玉はずともおはしなん」と句を前後してみるべし、「おはしなん」は「ありなん」にて「得ずしてあり得べし」との意、もし之を受け得たらば北の方始にうらみらるべしと之、
(一一)などいといがち、越前これらの書類を持來るには、大納言がいひおきたるすべての財産分配書付をそへて見せたる事なるべし

かな、みづからの心、ひがさまにしおかばこそあらめ。かく「處分」し給へば、こゝにえ給ふ「モ」同じ事、この君は、おのれ「存生シテ」あらん限は、
此儘ニテ差關ナシ
又「子供」云々
「其孝養ヲ得ベケル」
またのもし、かうてははや三四の君なん、思ふ人すくなきやうに、ものし給ふなるを、おのれ一向にしり聞えんと思ふ。その君たちの、「父君ヨリ」得給ん「モノ」に添へられよ。今「大君中君」一「所」には、御男達になん「我ヨリ」つけて仕うまつるべき」との給へば、越前守畏りよろこぶ。まづかくなんと、物し侍らん」とて「坐チ」立てば「もし返しなどし給はん」
越前
「トモ」、取りて物し給ふな、むつかし。同じ事をの「トナリテ面倒」みいへば」との給ふ。おびは、猶かくて人に賜はせ、つかはせ給はん」と申し給へば「今「入」用ならんをりは物せん、疎き人達にしあ

らねば」とて、強ひて賜せ給ふ。

れば、前にいへる如く落への分配割合に多きを見てかくはいへるを、こゝがちは落へ多きをいふ、

(二二) 豪家と云々 豪家は四六の二〇に註せり、こゝにては權門の家といふ程の意にあたり、權門の家と云て鬱陶しく面倒に思ふより彼はいはしめざらんが爲に多く分配する事なるかと戯まじりに問ひかくるを、△今とは物し給ひし時 諸本「もともものし」とあり、根岸本「もし」とあり、今田本による、

(二三) 美濃なる所の券と云々 遺産分配中美濃なる庄園の券一つと帯一つとを受け得て外をば返却するを、盡く辭退すべけれどさては故大納言の志にたかふべければと、△「みのなる所」秋成本其他二三本に「三のなり所」とあるはわろし、なりところは別第にて一ヶ所もなき事前にみえたり、

(二四) 誰もく 皆少しづつ云々 大將返却せられんにははらから互に之を得んとすべきをもて、少しづつ之を分配せざるべからず、さてはいと煩はしければとて承諾せずと、

(二五) かくし給へば云々 美濃なる券を得れば他は得たるも同様と、

(二六) かうてはやう三四の君云々 落はこれらあまたの庄園を得ずとも差間なし三四の君は早く夫に捨られ、又は思はしからずしてそひとけてもあらねば、我等今より専ら世話せんと思ふ事なるが、それにつきては此人々は實に心細き事なるをもて、此返却する庄はその人々の得べきものにそへて得させよと、越前が誰もたれも分たれ云々といふに對していへるを、△「三四の君」諸本三の字を脱す、今田本千蔭本に従ふ、

(二七) 今二所には云々 落へとありし庄園は前の如く三四の君に得させよ、大君中君二所には其夫たちに我よりよき場所をつけて参らせんと、即ち官途より得べきものゝ事をいへるを、

(二八) 帯は猶かくて云々 越前と佐と一つづつと仰らるゝ帯は猶大將に納められて人にも賜はせられよかしといへるを、

守、北の方君達に、「大將が」かうく／＼なんの給へるといへば、北の方

に、今は落の有となりて、落よりして我に贈るよしいはるゝを、こゝろよからず思ふ、△あなうれはしの事や 諸本うれしの事やとあり、はの脱したるを、田本はじめに従ふ、

(二〇) 前々はいとほしく云々 即ち大夫の言にて聞知りし落をさいなみたる事、面いたきは面目なきこと、まろらをいたづらに云々は、大將に疎まれては官途に望なくなるべきをいふ、

(二二) 御徳をだにかつみで かつは「一方に」といふ意より轉じて、「チヨット」又「スコシ」などいふ意に用ふ「ヨ」といへば、北の方「何ばかりの徳か我は見侍る。おとどは

「この家はいとをしかりつるに、」サヨウニ言ハル、こゝいと嬉しく」との給

へど、猶我はと領じ代へらるゝと、見ると思ふに、いと妬ければ、

「落窪の君のかく物し給ふか。いであなうれはしの事や」といふ

に、越前守、唯腹だちに腹立たちて、爪はじきをして「現心にはお

はせぬか。前々は「落へ對シテ」いとほしく、耻かしき事のありけるに、

面いたき心地す、(「サルニ今コレヲ言」)人のいふべき事か。まろらをいた

づらになし給はんとや。物しと思しける程は、いかばかりの耻を

か見て懲ぜられ給ひし。(「ソレニ」)ひきかへて、かく懇にかへりみ給

ふ御徳をだに、かつ見て、かくの給ふ、まして昔いかなるさまに、

アリツラン 人ぎゝも、我身も、物ぐるほしや、落窪何窪との給

ふ「ヨ」といへば、北の方「何ばかりの徳か我は見侍る。おとどは

ひらる、玉葉「下をぎもかつほにいつる夕露に」續拾「かつみても戀しきものを七夕の類へ、こゝもこの意にて大將の深切なる厚意をスコシモ顧み思はでかくいはるゝ事とぞ、
(二二)まして昔 いかなるさまに」にて句を切りてみるべし、今かく恩を蒙りてすら此の如くなれば、まして昔はいかやうにさがなき事にてかありつらんどいふ意を含めていへるぞ、
(二三)何ばかりの徳云々 越前か御徳をだにかつみでと云ふによりて、いへるゝ、我は少しの徳をうけたる事なし、故大納言に對せし

父なればせしにこそあめれ。〔又詞ノ上ア〕取りはづして落窪といひたらん、何か僻ひがみたらん」といへば、越前守ナサケナキ「あはれの御心や。物思モノシひ知り給はぬぞかし。徳は見ずとは、〔御自分ノ〕御心にこそさしあたりて見ずと思すらめ。大夫、〔カ〕左衛門の佐になりたるは、誰がし給ふにか。景純トシテはこの殿の家司けいしになりて、加階せしは、誰がせしぞ。今にても見給へ、〔コレサキ〕又をこの人々ヒラシクしくならん事は、唯この御徳。まづ〔第一〕は家も〔特別〕給はぬに、〔モシ〕この家〔大將方ニテ〕領じ給はましかば、いづこに〔今ヨリ〕ひきつゞきておはせまし。まつたく思おもしあはせよ。目の前なる〔カ、モ〕事どもを見れば、嬉しく哀あはれにおほえ給はずやある。景純等も國を治めて、徳なきにしあらねど、妻をまづ思ふとて、〔妻ノ〕母へは〔物ノ〕え奉らず、今〔現在ノ母〕にても

ものは我には徳といふべからず、又大納言は父なれば當然の事とぞ、△これらの語氣性質下等なる婦人の口氣うつし得て極めて妙なり、すべて上文より以下へかけて北の方の語氣につきてその人物のいかなる人なるかを明かにえがき出すところ、其筆力の周到委曲賞すべく、翫ぶべし、
(二四)景純は云々 諸本皆かけすみと假名書きせり、今假に秋成本に充てたる字による、越前守の名、この人大將の家司たる事前にみゆ、その時加階せしとぞ、加階は位の昇進するをいふ、越前は大國なれば守は相當從五位上なるが加階して正五

え奉るまじきは、子の志の薄きぞかし。おのが生みたらん子どもだに、かくおろかにて仕うまつらぬ。御身は、かくあはれなる御心ばへを、泣くくこそ喜び聞えたまはめ」と、とにかくに言ひ知らすれば、實じつにと思ひて、いらへもせず越前御かへりいかゞ聞えんといへば、北方シラズいさものいへばひがみたりと、かしこましろいへば、聞きにくし。よき事知り、物のこゝろ知りたらん人、推し量りて申せかし」といへば、守〔人ノ爲ニ〕人の爲に申すにも非らず、御身の爲の事なり。三四の君、御前おまへをも、いかにも仕うまつらんと、大將殿の給ふは、北の方の御心に随ひ給ふにこそ。〔サレバ彼北ノ方ノ〕ひとつ腹からの御心トシテだに、かく〔實意ナル〕やはあるとあばめられて、北方かくこの御かたのの給ふ事、まろはいかに句。心うし。我〔オトマヨリ〕得

大將ナユフ

庄園チ三四ノ君ニト云フヲナユフ云

落ナユ

北ノ方ナユ

道理

斯

感深キ

越前

直接ニハ

御住居アルベキ

位上たる人、

(二五)又をこの人々しく云々、自身をはじめ、佐又は大君中君の夫などをひろくこめていふ、人々しくは人らしくの意なる事前にいへり

(二六)この家領に給はましかば、この家を大納言遺言のまゝ落しに所領する事ならば、外には家も持ち玉はぬ事なれば、今よりは引續きて何方にか住居すべき、これらの事どもを全軀より考へ合せられよと、△領に給はまし田本校異に給はざらましとあり、然る時は北の方も此家を領し給はざる事ならばとの意となる、

たらん丹波の庄は、年に米一斗だに、出て來べきならず。今一つ

「唐は越中にて、容易く物もはかるべきにあらず。辨の殿のえ給

へるは、三百石の物出でくなり。かく遠くあしきは、景純が撰り

くれたるなり」といみじくさいなみけれど、誰もく。大殿のし

おき給ひしを皆見給ひて「コナレバ」かくやはの給ふべき。ヨシ姑

クソレトセバ唯これにておぼせ、隔なく、互にかへりみるべき人

だに、かゝる心をもたまへる「モノナルニ、彼北ノ方ノ心、驚キナ」といへば、北

の方「あなかしこまし。いたくな言ひをししづめそ。」「ツマリ」誰も

皆貧しければ、言ふにこそあらめ」といふ程に、左衛門の佐

の「此坐」來あひて、心にもあらずおぼえ、身貧しけれど、よき人は

かくことに、操に、をかしうぞある。まづ北の方の此處におはせ

(二七)景純ら國を治めて云々、即越前守を勤め居て、所得なきにあ

らねど、妻を思ふが爲に妻の母へ物を贈ると

いふ事あらず、又妻の母に贈らざるのみならず、今現在わが母にも

贈るといふ事なきものは、要するに志の薄き爲の故と、

(二八)おのがうみ云々、自身が生みいだしたる子どもにてさへ此

の如くおろそかにて孝養をうけざる御身に於ては、生まざる子より

生みたる子にもまされる志をうくるは感泣して喜ぶべき事と、

(二九)よき事しり云々、越前が事の理をさとし異見するをもて、やがてそれをさして「よき事知り物の心知

りたる人」とはいへる、かくきく人をして心あしく思はしむるやうの詞を發する事かゝる人の常ある事、

語氣穿ち得て妙といふべし、△よき事の上秋成本には「おこと」とあり「おこと」は人をさしていふ辭にて「御事」の意なれど後の詞づかひにて此頃には例をみず、今は諸本に依る、

(三〇)ひとつはらからの云々、同じ腹の兄弟としてもかくばかりの志は容易に得がたき事なるに、まして異

しほどは、聞い奉りたまひしか、「何事モ」聊の給へる事聞えざりき

かし。かく「母北方」心苦しき御ものいひも、「彼北方」あはれに隨ひて、

心やすらかなりとこそは、「外ヨリ」見奉り「自身モヤスラカニ」の給ふめりし

か」との給へば、北の方「いかで我死なん、」「我」憎み「我」惡しきも

のにの給へば、「我存生シテアラバ」罪もあらん」との給ふに「あなかしこ

よし、聞えさせじ」とて、二人ながらかいつゝきて立てば、さ

すがに「や、この御返事申せ」とまねき給へど、聞き入れぬやう

にていぬ。

腹の御心としてかゝるは誠にたじけなしと云、
(三二)あはめられて 意外なとうとみ憎む事をあはむといふ、△諸本「あめれば」あめれど「などあり、今は根岸本田本に従ふ、

(三三)かく此御方の云々 「まろはいかに」にて句を切りてみるべし、の玉ふ事とは、落にとありし庄園を三四の君に得しめよとの事をさしていふ、大將は左様にの給へども、我はいかにと思ふ事ぞ、といひて、さて其處分をこゝろうしといへる、しか心うしといふは、我が得たらん丹波の庄は云々と其物成の少く、又は遠國にて速かに事の辨せざる苦情を述ぶる、畢竟自身之を得まほしきからの事、

(三四)今一つは越中にて云々 遠國にて容易に事の辨せざる不便をいふ、
(三五)辨の殿の云々 中の君の夫、前に大將の家司うけたるよしといへる人なり、故大納言の遺産としてうけたる庄にて、そこよりは三百石の收納ありとなり、△かくいひしのみにて言外に辨にはよき地を與へ我にはあしきを與へたりといふ意を含ましむ、毒ある口氣うつし得て眞に逼れり、

(三六)誰も貧しければ へだてなく互にかへりみるべき人だにて、人々が落の志の懇なるを諭す詞に對していへるにて、畢竟は貧なればこそかゝる事もいふなれど、又隠然落は貧ならざれば懇にする事も叶ふことの意を示す、さるからに、佐之に應じて落の貧かりし事をいふ、

(三七)心にもあらず云々 北の方の貧しければ云々といふをうけていへり、よき人とは性情の上よりいふ、性質よき人は、失意の時、貧窮の折とても性格別段にして操を守り、賞すべきもの、論より證據落の此家にありし時、一言言ふ事ありしを聞き給ひしが、實に一言としての給へる事を聞かざりき、かやうに母君のはしたなく心苦しきにもいひを承りても、常にやさしくそれに隨從して逆らはず、心やすらかに見うけもし、又落自身もやすらかにの給ひて安からぬ事は曾て聞きし事なしと云、△心ぐるしき御ものいひも、秋成本はじめ二三本「心くるしき今年のよはひも」に作る今は活字本其外に従ふ、

(三八)いかで我死なん云々 我存命してあれば、我を憎み、我をあしき者にいふよりしてあつから人々が罪を得べければ早く死すべしと云、誹謗は罪業となるものなれば、
(三九)やゝは呼びかけ、又は驚く時の聲、こゝは呼とむる聲、

(三九)我等が爲にも大事 北の方のかくはしたなくて、遂に大將の心にさからふべく、大將の心にさからひては各自官途上に大關係を生じて以の外の大事と云、
(四〇)かしこまりて云々 越前と佐と相談の上、北の方の返答として大將へ申す詞、こゝにも今は云々大納言死去の後に向來便すべき人は大將一人のみと云、

(四一)此殿の御事は 此殿は即現住の第宅をいふ、此第宅を落に譲與せんとする事は故大納言が最深く思ひ込みし事なれば、譲與を辭して他の所有たらしめんには、先人の靈不平に

左衛門の佐「などかくあしき親をもち奉りけん。いかで御心」
ヨクナルヤウニト デモ カ、ル有様ニテハ 我等が「自分」

爲にも大事なり」といひて、御返事は「兄」諸共にいひ合せて、大將殿へ聞え給ふ。御ノ旨ニ「畏りて承りぬ。こゝにも今は、殿一人をな

ん、たのもしき者には思ひ聞えさすべき。返シ賜はせたる所々の券は、若き人々、昔人の御本意たがはんは、いかでかとつゝみ侍

るを、御志のかひなきやうにやはスベキとて、こゝになん賜はり留めつる。この殿の御事は、第宅「故大納言が」いと心はへ深う奉らるめ

りし所を、他ニあだに物せさせ給は、不都合ノ事ト物しくや、大納言ノ靈ガなき御影にも「思はん」と、いとほしく侍るを、此家ノ券「なほ」御手許ニおかせ給ひね」とて、

券返し奉る。初メこの券をこの越前守の取りて「坐チ」立ちければ、

思ふべしと云
(四二)券はなほ云々
庄園の券と對していふ、庄園の券はこゝになん賜はり留めつる、此券は猶御手許にさしおかせ給へとて券を返す、この券を云々は今此券を返すにつきて、そのはじめの手續をいへる、
(四三)あなものをぐるほし云々、北の方の券をもてこと呼びとむるにつきて越前が心中におもふさま、ものぐるほしは三〇の五に注せり、大事の物とは關係の重大なる品との事、此券を返却すると否との事は事によりては各自の身分にもさしひやくべき事なるをもて、大事の物とはいへ

北の方、返し奉るにやあらんと、いとあやふくて氣ツカハシク「それはなどもて往く、さの給へらんものをもてこく」と呼び返しければ越心ア、あな物ぐるほし。大事の物を、おろかにもいふかな」と聞きけり。大將殿聞き給ひて「他人の許へ大將「此券こゝいかばこそ、故大納言物しとも思ひ給はめ。北の方の御世の限は、「こゝ、こゝ」おはして、「百年」後には、三四の君に奉り給はる「こゝ、こゝ得タルト」同じ事、はや「其方ニ置き給へれ」とて、皆「三條へ渡り給ひぬ。女君は「今またも参りこん。かしこにも渡り給へ。故殿「こゝの御代りには、君達北の方をこそは、「故殿」見奉り仕う奉らめ。何事も覺束キツカセナクなからずの給へ。隔なく思したらんをのみなん、嬉しかるべき」など、哀に語らひおき給ひてなん、「カヘリ」おはしにける」

り、さるを何の思慮もなく唯券をあのれに得まく思ひてかく呼とむるを愚にもいふかなと思ふ、
(四四)他人の許へ云々、他人の所有となる事ならば格別、北の方の所有となり、續きて三四の君の所有に歸すべき上は、故大納言より見れば落の所有すると同様と云、
(四五)今又も参りこん云々、落三條第に歸らんとして、北の方はじめ、姫君たちへ言ふ詞へ、
(四六)まめなるものはかなきもの、即ちチヨツトシタル物に對していふ、まめとは總て質實にマツメなるをいふ、こゝにては花卉食物の類一時の目を悦ばしめ、口を樂ましむる如きはかなきものに對して、衣服器具の如き質實なる物品にいふ、
(四七)夜中あかつきにも運び、夜中曉はその時をえらまざるにいふ、「何時となく」との意、必ず夜中曉におくるといふにはあらず、
(四八)男子はすいろなるに云々、男子はと

大納言存生大殿のおはせし時よりも、可實「立増リテ」をかしき物は日ごとに怠らず、毎日君達にも、質實「贈り」まめなるものは、北のかたに「奉らん」と、夜中曉「落ヨリ」にも運び奉り給へば、北の方、實に我子ども男女「多ク」あれど、男「只ムチャ」子はすゞろなるに、我ため兄弟「はらから」の爲する、いとありがたしと、やうく思ひなりぬる程に、年かへりぬ。「春」司召「つかさめし」に左大臣殿太政大臣に、大將殿左大臣になり給ひぬ。次次の御弟どもなりあがり給へれど、ひとりの御うへを書きいだす、あひなければかず。左大臣殿「落」の北の方の御幸福「さいはひ」を、人々も、御兄弟達「はらから」も、めでたううらやむ。中の君の御男「夫」の左少辨、身いと貧しとて、受領望まんと

は、越前、佐は勿論、大君、中君の夫をもこめていふべし、北の方の子ども男女七人ありて婿も二人あり、されど其男子いづれもすゝろにして頼もしからざるにと、すゝろはすべて何といふ事もなくムチャリとしたる事にいふ、何といふ事もなくムチャリといふを「すゝろ言」といひ、何處をさしてゆくともなくムチャリとあるくを「すゝろありき」といひ、何といふにはなけれど只ムチャに戀しきを「すゝろに戀し」といふが如き、すゝろといふ詞大かた皆この意、こゝも其意にて、不孝なるにもあらず、さりとて又懇切なるに

て、左大臣殿の北の方につきて申しければ、美濃にいたはりなし給ひつ。越前守、（任期満了）今年なん代りけれど、國の事いとよくなしたりければ、ひきたてよくて、やがて播磨になしつ。左衛門の佐は少將になりぬ。たれもくこの御德にて立身スと、あつまりて、北の方によるこび聞かせ、これやは御德見たまはぬ。今よりはなほ口にまかせて、物なの給ひそ」といへば、實に道理といひてけり。この度の司召は、この御族のよろこびなりけり」と、人評判ス。左大臣、（相談アル）も、まづこの殿にの給ひあはするを、あしかりなん、なし給ひそ」とある事は、せまほしと思しなから、えし給はず。我御心にいなと思す事も、この殿の二たび三度と、しきりて申し給ふ事は、え

もあらず、何といふにあらざムチャリとしたる意、
(四九)司召に左大臣殿云々 司召の事は四一の一五にいへり、こゝも春の司召、右大臣の左大臣となりたるは前にみえず、省きてこゝにて知らせたる、大將、内大臣右大臣を越えて直に左大臣たる其の非常の榮轉なるを見る、
(五〇)人々の御うへを云々 左大臣には二人の弟あること前にみえたり、此人々昇進したれども、之を書きあるすべき隙なければ、書かずと、あひなしは間なしにて隙なき意即いとまなき、さて此あひなしといふ詞一三

聞き給はではあらねば、司召し給ふにも、（宋々）數ならぬも、この殿の御德にてぞなりける。帝の御伯父にて、かぎりなくおぼしたる。御身は左大臣にて、御才は限なく賢く、おしはりての給はん事を、言ひ交すべき上達部もおはせず。父大臣はた、同じ御子といへど、せめて悲しきあまりに、辱くかしこきものに思したり。なかく御子なん、親の心ばへには見えける。世の人もかく知りて、大臣殿よりは、左大臣殿にこそ仕らまつらめ。それをぞ大臣殿もよしとおぼしたる」とて、少し物のぞみたるは、参り仕らまつらぬ、なければ、皆花やかにて出て入り給ふ。左の大臣殿の北の方、（美濃守）馬のはなむけ、さまざまいかめしうし給ふ。（此殿）殿人なる中に、（殊更）御用意かぎりなり。馬鞍、調じ具して賜ひか

丁字二

落字云

の一にいへる、あひなく目をそばめつゝなどいへるあひなしとは、語原は同じけれど用ひかたちのづから異なり、かれはあひなしと一聯して一種副詞の如く用ひらるゝもの、これは間といふ名詞を無く、の形容詞にうけて用ふるもの、

く委しうする事は、こゝにの給ふ事あればなり。かくて下りて、飽かぬ事なくよく仕うまつれ。國政チあるかなりと聞かば、更にかへりみじ」との給ふ。美濃守かしこまり、嬉しくて、めてたき女がたなりと思ひて、かうくゝなんの給ふと、まかて、退「中君」かたる。能く仕うまつれと申し給へば、御徳にかゝりたる身にこそあれ」といへば、中の君も、いとうれしと思したり。」

(五二)受領望まんどて 受領は國守をいふ事一九の一三にいへり、當時國守は官位ひきく大國にて從五位上、下國にては從六位下にて、地下の卑しき官なれども、所得極めて多きものなれば、人々之を望みしなり、受領を望む者は申文とて、書面をもて請ふことなれども、そは表向の手續にて内實は其筋の最負によらざるを得ざるものなれば、今落につきて之を請ふ、

(五三)越前守今年なん云々 國守の任期は當時四年なり、越前守ことし満期なるが、是まで政治よく行届きたれば、之を引立つる便を得て播磨守に轉せしめし、播磨は大國にて京にも近く且所得多き國といへり、△これやは御徳云々 上文「何ばかりの徳か我は見侍る」の句と對しみるべし、

(五四)司召し給ふにも 司召は除目の事にて内外の官職任免黜陟ある時なり、當時諸官任免等の事は一に執

柄家の權内にありし世なれば、司召の事大小となく一に左大臣の意に本づくこと、

(五五)馬のはなむけさまゝ云々 馬のはなむけは、新撰字鏡に餞の字を訓せり、即ち餞別、もと旅立つ人は道祖神を祭りて道中安全ならん事を祈り、のるべき馬の鼻を、その行くべき方角に向けて祝するにおこり、つひに留送別の宴會にも、又轉じては送別として贈る物品にもいへる事となれり、こゝなるは物品にいへり、二四の一七見合すべし、

(五六)殿人なるうちに云々 此人此殿の家司かけたる由前にみえたり、されば殿人といへり、さて其殿人なれば、かゝる時は格別心を入るべき事なるうちに此美濃守には特別に注意あり、是畢竟落が左大臣に申す旨あるによりてこと、

(五七)めてたき女がた 女がたは妻の縁家の事にいへり、

(五八)能く仕うまつれと申し給へば云々 あしくは願みじよくつかふまつれと申し玉へば即ちよく仕うまつれば御かへりみをうくべき身なれば、御徳にかゝりたる身といへるべし

△此一段上文大將の詞に「今二所には御男達になんつけてつかうまつるべき」といふに對してみるべし、これらの事道頼の人柄言行一致の人なるを示すところ、さて又中の君もいとうれしとの句、大納言死去の時「はかくしからぬ女子共の云々」と對しみるべし、

〔第五十五節〕

△今はいかで三四の君云々 上文「三四の君なん云々あのれ一向にしり聞えんと思ふ」の句と照しみるべし、

(一)さるべき人のなきこそ云々 然るべき人にて即ち適當の縁談な

左大臣 今はいかで、三四の君に、よき人あはせんと、人しれず見るに、さるべき人のなきこそ、くちをしけれとの給ひわたる。北の方、母「チハ」三四の君に、夏冬の御衣、其他「御ものなど、いとゆたかに、故殿の生きてたてまつり給ひしにも優りて、いとゆたかに、御位の

きをいふ、の給ひけるは、平常にいひて居る事、わたるはすべてこゝよりかしこに至るまで打つゝくこと、橋を渡る、海を渡る、或は戀ひ渡る、思ひ渡るなど皆此意なり。

(二)北の方三四の君に云々 左大臣より故大納言の北の方並に三四の君にと、左大臣の北の方より三四の君にどの事にはあらず、落より北の方及び君達へ物をおくる事は前にみえたり。

△いとゆたかに故との云々 いとゆたかに、いとゆたかにの句を前後重ねて用ふる所味ふべし、今もその事を切にきかしむるに、かく前後取重ねていふ事常

まさるまゝによろづをしり給ひ、こゝろもとなき事なし。御子産み、御袴着給ふ事どもも、暇なくて書かず。はじめの男君は十にて、いと大におはすれば、宮づかへすともあやまちすべからず。かしこくおはすれば、春宮の殿上せさせ給ふ。書を読み給ふにも、さとくらうくしく、心からもいとかしければ、若うおはしける帝におはしませば、遊敵にめしつかひ、をかしきものにおぼして、笙の笛ふかせたまふ、時々教へさせ給ひければ、父大臣、いとかなしとおぼしたり。祖父おほき大臣の御殿に養はれ給ふ。君は、九つになんおはしける。この兄君の殿上し給ふを、うらやましげに思して「我も内裏にいかで参らん」と申し給へば、大臣うつくしがりて「などか今までは「左様」言はざりつる」とて、

の事、

(三)御子産み云々 袴着は今ほ男子五歳の祝にいへども、古は男女を通じて七歳の時、男女の子生みてその産屋の事、及び袴着の祝の事どもは略して書かずと。

(四)春宮の殿上 春宮へ童殿上せしむる、童殿上の事は四一の一、二にいへり。

(五)さとくらうくしく、廣く古來の例を考へわたすに、心の上にもいひ、又容貌態度にもいひ、又事柄にもいへり、うつほ藤原君「かたち清らに御心らうくしく、源氏東屋「心もらうくしくてぞ云々」これらは心の

俄に殿上せさせ給へば、父大臣「まだいと幼く侍るものを」と申し給へど「なにか左ハ言ハン」句その太郎にはまさりて、かしこくなんある。弟まさりなり」との給へば、父大臣笑ひ給ひぬ。内裏に参りて奏し給ふ。これなん翁の限なくかなしとおもひ侍る。者ナル「シカ」おぼしめして、かへりみせさせ給へ、兄の童におぼしませ、司をえさすとも兄にはまさらん」と。「家ニテヨ」「すべてこの子を、太郎にはせよ」と、常にの給ひて、御名も弟太郎となんつけ給へりける。この御弟のひめ君は、八つにて、いみじうをかしげになんおはしければ、今よりふたつなくかしづき給ふ。その御おとらも六つ、男子四つにてなんおはしける。又このごろも「姫姫ニテ近ク」うみ給ふべし。かゝるまゝに、「左大臣」おろかならず思ひ聞え給へる、

ことわりなり。」

上にいひ、うつほ忠こそ「かたち清らにらう

／＼しく」紫日記「やうだいてもなしらう／＼しく」これらは容貌態度にいひ、枕草紙「かたくなにはあらでさやうの事にらう／＼じかりけるが」源氏御手こまやかにはあらねど、らう／＼じう草などをかしう云々」これらは事柄にいへり、古來勞々しくにて功者の意ども、又それを非として良々しにてヨキなりとも説けど、皆適當せず、こは鵲々しを音便になだらめて、らう／＼しといへるにて、おとなしやかにあちつきたる容をいへるにて、心性にも又容貌態度にも皆此意に用ひ、さてこれよりして物の上手に巧者なるさまにもいへるより事柄にもいふものなれる、

(八)若うおはしける帝 若うは少年にましますをいふ、此帝御年は知りたけれど、前の祭見の條に姫宮の御年十二とみゆ、御母后の宮は左大臣の御妹なれば、この姫宮はじめての御子にて、帝はその御弟にもや渡らせ給ふべき、此太郎よりほもとより御年上なるべけれど、猶少年にましますべし、

(七)あそびがたき 遊び相手、かたきといふ事はすべて相手をいふ、榮花玉の村菊、「明くれ基雙六がたきにおほし」源氏宿木「基盤めしいで、御基のかたきにめしよす」の類、はじめ春宮の御相手に童殿上せしめたるに、主上も少年にましますば、御遊び相手になさせらるゝ、さて笙の笛ふかせ御みづから時々教へさせらるゝ、

(八)此御おとうとの姫君 女弟をば今はいもうと、いもと、などいへど、古くは男女ともにおとうといひし、

(九)女君服ぬぎ給ふ、服紀に父母は一年どありて、一周忌を終れば、喪服を脱する、
(一〇)いづれも／＼なと云々 前にみえたる

太政大臣殿、今年なん六十になり給ひければ、左の大臣殿、賀の事つかうまつり給ふ。事の作法いとめてたし。唯思ひやるべし。
舞はこの「太郎弟太郎」二所せさせ奉り給ふ。劣らずをかし、二所な

賀宴ノ施設至テ結構ナリ

草紙地

から舞ひ給ひければ、祖父大臣涙を落してなん見奉り給ひける。

かく爲べきことは、時機ナリすござず、いかめしうし給へば、御徳は

益々盛大

いやまさりなり。ワケモナクはかなくて月日過ぎて、二周忌トナリ女君服ぬぎ給

ふ。いづれも／＼、故大納言子ども相榮ゆるほどにて、御はての事

などしつくしたまひけり。さ、は、繼母、かく子どものよろこひをしける

を、落心御徳と喜びければ、いと嬉しとなん思しける。左の大臣、

いかでこの「三四」君たちに、よき聲とらせんとおぼして、見るに、

當然ナル人

さるべきがなきと思し渡るほどに、朝廷ノおほやけのえらびにて、中納

言の、筑紫の帥にて下るが、死去シ俄に妻うせたりけるを聞き給ひて、

人がらもいとよき人なり「コレニ合ハセン」と、おぼしきざして、内裏に

注意シテ

参りあひたるにも、心とめて語らひ給うて、さるべきをりに、

如く、故大納言の子共、左大臣の最負に依りて暗までも榮轉せし程の事なれば一周忌の佛事十分を盡すと、御はての事は一周忌といふ、くはしくは五四の一にいひちけり、
(一)中納言の筑紫の帥にて云々 大宰府權帥にて府務を知らんが爲に其地に就く、太宰府帥は多く有品親王之に任じ給ふをもて府には臨ませられず、納言以上の人權帥となりて府務を知る、さて此權帥あるときは大貳を置かず、大貳ある時は權帥なし、又親王をは帥宮と稱し、權帥をは單に筑紫の帥、或は帥ともいへる、但時宜によりては親王なら

ずして帥に任ずるものもあり、
 (二二)人柄もいよいよよき人云々 此帥の中納言人柄もよければ之に娶せんと思ひ付く、きざすは萌すにて思ひおこす事、即ち思ひつく、
 (二三)此事のすぢを云々 彼のめかすは正しく其事とあらはさず、打かすめていふ事、四四の七にいへり、されどこゝは大略の事をいひもらすこと、にいへり、即ち此縁談の大略をいひもらす、
 (二四)いどほしき事云々 即ちかの少將なりといひて、面白の駒を合せし事をいふ、此事は全く左大臣のほからひに出で、倍しかはか

この事のすぢをほのめかし給ひければ、いとよき事に侍るなり」と、申し契りてけり。左の大^{おほいさの}大臣殿、北の方に申し給ふ。しかゝの^{左大}人をなん、いひちぎりたる。上達部にもあり。人^人がらもいとよしとなん思ふ。三の君にや婚^{あは}すべき。四の君にやあはすべき。いづれにか」との給へば、北の方^サいざ、御心^{氣ノ毒ナル}「次第」に定め給へ。「シカシ」まろは四の君にとなん思ふ。いとほしき事ありしかば、おもひもなほし給ふばかりに」との給へば、この晦日^{つごもり}に「筑紫」くだるべかな^{ヤウスヤヤ}。疾くしてん。北の方にさの給へ。よろしう思ひたらば、
 此第^{早々取計ハシ}にてあはせん」との給へば、文にてはいかゝ長々とも書か^落ん。みづから渡らんとすれば所狭し。少將、播磨守などに、「呼寄セテ」くはしくの給へ」など聞え給ふ。つとめて少將を北の方喚び給う

らひしは實に落のためよりいでたる事なれば、いとほしき事とはいへる、
 (二五)みづから渡らんとすれば所せし、所せしは場所狭く窮屈の意にて煩はしなどいふ程の事、上文「又此頃もうみ玉ふべし」とみえて、妊娠中殊にほど、臨月ともいふべき程なるべければ、
 (二六)見さしたる事さすは総て其事を爲しかゝりたる半途を云ふ、言ひさし、書きさし、聞きさしの類、今言ひかけ、書きかけ、聞きかけなどいはんが如し、見さしたるけ監督しかけたるなどの意、しかゝりたる事をいふ、

て、密にの給ふ。みづから渡りて聞えんと思へども、見さしたる事ありてなん、果サヌかうの事を左大臣の給ふに、いかなるべき事にかあらん。心にくはあれど、一人ある女には、思ひの外なる事も「出来ル」あり。この人、いとよき人なめり。「北の方ハジメ」誰もくよろしと思ひ給へる事ならば、「四ノ君サ」こゝに迎へ奉りて、ともかくもせん」となんの給ふめる」との給へば、少將、いとも畏き仰にこそ侍るなれ。あしき事にても、殿のしかの給はせんは、否び聞えさすべきにもあらず。ましていとめてたき事にこそ侍るなれ。かくなんと物し侍らん」とて、「母」親の御許に往きて、しかゝなんの給ふ。いみじうよき事なり。いかなる人なりとも、只今の時の大臣はかりの、御女のやうにての給ひあはせ給

(一七) 心にくはあれど云々 左大臣の詞を落が其儘傳ふるによりかくいへる之、一人ある女は心にくはあれど、それには思ひの外なる事もありとの意、心にくしはなつかしくゆかしきやうなる事にいふ事、二四の一人ある女は、外より思ひて何となくなつかしくゆかしき様なる氣持するものなれども、それには事によりては意外なる事ども生ずるものなれば 縁談するがよかるべしと云、(一八) 故おといおはして云々 故大納言存命にて御出でありて、御心配ありたりとも、此の如くよき縁談をなす

はんを、疎 署ニおろかには思はじ。おもしろの駒に、いふがひなく笑はれを謗られ給ひしを、これにて耻かくし給へとしか思しサヤウニ「ヨリ」たるなめり。年は四十餘になんある。故おと、おはして、存命ニテおぼしの給ふとも、カホドノかばかりの事はえし給はじ。親にまさりて哀に、とざまかうざまに、イカニモいたくよろしうなさんと思したる、限なく嬉しき事、早う四の君、チかの三條殿に參らせ給へ」との給へば、北の方「我なからん後に、カヤウニ夫モナクテかくてのみあるを、うしろめたなし。唯の受領の相當ナランナ聲ニモトよからんをがなとこそ思ひつるに、まして上達部にもあなり。いと嬉しき事なり。かくこまかに、カヤウニ委細ニ後見るがあらはれる事、女君よりは、左大臣殿こそ御心ばへ哀なれ」と言へば、甚シ殿も北の方を、いみじう思ひ聞え給ふあまり、我等マデニ愛ノ及ア由ニまろらまでは來るぞと、聞き侍る時

事は叶はじと云、ハ「おぼしの給ふ」諸本「はじめて去給ふ」とあり、今根岸本に従ふ、(一九) うしろめたなし唯の受領の云々 うしろめたなしは、うしろめたしに同じ、なほ莫の意にはあらず、せはしなし、はしたなし、さかなし、などのなにて添へていふ辭、後目痛しにて、氣づかはしき意なる事、一三の九にいへり、唯の受領といふの受領といはんが如し、帥は九國二島を統管し、別に筑前を帯び其地位も貴きものなれども、等しく地方を治むる官なれば、それに對して唯の受領といふ、受領は國守なる事

もあり、落ガ「まろを思さば、この「北の方」腹の君達を、男も女もおもほせ」とこそ「左大臣」申し給へば「此度ノ如キ」いみじき幸福さいはひ「おはしけり。數ならぬ景政らだに、女は「アレコレト」見まほしくなんあるを、この殿は、すべてこの北の方より外に、女はなしと思したる。内裏に左大臣參り給ひても、后宮の女房達の清げなるに、たはむれにも目見入れ給はず、夜中にも曉にも、「外宿スルコトナク」かきたどりてぞまかて給ふ。女の男に思はれ給ふ例には、この北の方をしたてまつるべし」などいひて「いかゞの給ふと、正身に聞かせ奉り給へ」との給へば、北ノ方「四の君、こゝ渡り給へ」との給へば、おはしたり。北の方「かうくの事なん、かの大内殿の給ふなるを、をこに人の思ほしたりし御身を、いとよき事となんうれしく思ふを、いかゞ思はず」

前にいへり、
(二〇)まして上達部に
もあり 上達部の事四
四の四一に註せり、
△女君よりは殿にと云
々 己に落の徳に服し
ながら、又時としては
かゝる言を發す、これ
最初落を憎みし念頭い
まだ全く除き去らざる
に依るものにて、古今
となく此の如き人往々
あり、うつり得て甚妙
といふべし、
(二一)まろをおぼさば
云々 落が左大臣にい
ひし詞を少將が傳へ聞
きていへる、曾て落
が左大臣にいへる詞と
て承りし事あり、まろ
を思ひ給はる事なら
ば、此北の方の腹の子
供をば、男女を論ぜず
深く愛し玉はれと申さ

との給へば、四の君、おもて赤めて、いとよき事に侍れど、かゝる
「不都合」身を知らぬさまにや。世ニ思ハレンサレバ何トシテサヤウノ一セヲなてふさる事か侍る
べき。「先方」人のおぼさんも、かつはかの殿の御耻ならん。いと見
苦しからん。「不幸ニテ」心憂き身なれば、尼になりなんと思へど、お
はせん限は例のかたみを見え奉るをだに、仕うまつるに思ひ給
へてなん、今日マデモだに侍る「事」オ見セ申スとて泣きたまひぬれば、「身ヲ深く」思
ひ知り給へりけりと、哀れに、うち涙ぐみて居たり。北の方「あな
まがくし」なてふ尼にかなり給ふべき。しはしにても猶花やか
なるめ見給はんとぞ、「世間」人も「終ニハ」かくぞありけると思ふべき。
我が言フ事ニ
おのがことに随ひ給ふと思ひて、この事「承請」し給へとの給ふ。少
將「左大臣」御返事はいかゞ申さん」といへば「北 四君ヲ云」この君はかくの給

れし由なれば、此度の
如き幸福もある事と
と、是北の方が女君
よりは云々といへるに
依りて、少將が是等の
事畢竟女君が執成と、又女君が深く左大臣に思はるゝよりする事なるを辯解する
(二二)夜中にも曉にも云々 夜中曉はいつにてもといふ意に用ひたり、即ち朝夕は勿論たとへ夜中といひ曉
といひても他に宿する事なく、かきたどるけ歩行するをいふ、これも必ず其歸第せらるゝを形容していへ
るにて、たどるの詞に拘泥すべからず、
(二三)などいひて云々、先かくいひて、さて詞を改めて、△これらの筆此前にもまばくあり、甚おもし
ろし、
(二四)さうじみ 本人又は常人といふこと、三一の八にいへり、
(二五)をこに人の云々 面白の駒の事をいふ、かの事によりて世間の笑草となりたる身をぞと、
(二六)人のおぼさんことも 帥中納言の心に、兵部少輔の妻となりたるものを我に媒妁したりと思はれんは
左大臣の耻辱なるべしと、
(二七)おはせん限は云々 母北の方存生してあらん程は、我が曾て生みたる子を自身養育して母に寵愛せし
むるを孝養と思ひて今までも尼となる事なくて居ると、例のかたみは兵部少輔のかたみといへる意△諸本
「かたみに」とあり、田本に従ふ、
(二八)思ひまり給へりけりと云々 少將のさま、四の君のいふ所道理なれば、よく其事柄を心得わけたり
と感じて涙を催し聞きて居たりと、
(二九)あなまがくし まがくしは禍々しにすべて忌はしく不吉めきたるさまをいふ、直に禍々しにて
聞ゆるもあり、又「不吉メキ」といふ意なるもあり「忌ハシ」の意なるもあり、こゝは忌はしなどいふ程の
意、
(三〇)人もかくぞありけると云々 四の君が「かゝる身をあらぬさまにや」といふに對していふ詞と、

へど、こゝになんいと嬉しき事と、思フ唯ともかくも御心して、
思さんかたにしなし給へとの給へば、少應聲をとて「坐チ」立ちぬ。」

自
分
へど、こゝになんいと嬉しき事と、
思フ唯ともかくも御心して、
思さんかたにしなし給へとの給へば、
をとて「坐チ」立ちぬ。」

(三)をとて立ちぬ。をへ應ずる聲、源氏行幸「こなたにとめせば、をといとけざやかに聞えていできた」男女ともに應ずる時の聲なること皇國文法釋義にいひおけり。

〔第五十六節〕

(一)四の君の給ふ事を云々 四の君の詞、四の君としては實にまかいふべく當然の答なれば、落哀におもふ。
(二)世にある人は云々 世間は兎角意の如くならざるものにて、かやうなる類例多し、決して我一人の事にあらず、決して人も怪しむべからずと。
(三)さうじみものしと さうじみは本人、ものしは心に叶はざるにいふこと前にいへり。
(四)同じくはとくとの玉ひき 帥が早々取計

殿に参りて、しかぐなんとありつる事を申し給へば、北の方、
四の君のの給ふ事をあはれがりて「さもおほすべき事なれど、世にある人は、かゝるたぐひ多かなり〔我一人ニ非ズ〕と、おほしなすべく」との給ふ。殿聞き給ひて「北の方だにさの給はゞ、正身ものしとおほすとも、疾くしてん。いとよき人ぞ。この月晦日に〔宰府へ〕くだるべし。同じくは疾くとの給ひき。はや四の君こゝにわたし給へ」と、少將にの給へば、「即ち」暦とりに遣りて「日」見たまふに、この七日、「婚姻」いとよかりけり。何事にかさはらん。人人の装束は、こゝに「嫁」しおかれたらん、儲のものして、西の對にて「祝儀」せ

ひたしといへりと、かの内裏にて申し契りし時の詞を思はせて書ける。
(五)暦とりにやりて云々 左大臣の詞によりて婚姻の日を定めんとて少將暦を女房などして取りよする、當時の暦には婚姻其外吉凶の事なすべき日のよしあしを記ししものなれば、
(六)人々の装束は云々 婚姻當日女房達に着用せしむべき装束、及び三日の祝にとらすべきかつめのなどは、豫て平常用意しあるものを用ふる事として西の對にて婚姻せしむべしと。
(七)あなひがくしひがくしはすべても

んとおもほして、西の對しつらはせ給ふ。四の君、はや渡り給へ」と聞え給へば、「人々」はやくといそがし給へど、「四君」本意なき事なれば、いとらたて物憂くおほえて、今々といひて、更に思ひも立たねば「この事ならずとも、〔左大臣ヨリ〕渡り給へとあらんには、おはすまじくやあらん。あなひがくし」といひて、わたし奉りつ。
〔車ニハ女房〕大人二人、〔女〕童一人、御供にはありける。御女は十二にて、いとをかしげなり。〔母君ト共ニ〕いかまほしとおほしたるを、〔人々〕見苦しからんととむるを、〔四君〕いと悲しくうちなかれぬ。〔三條ニ至リ〕大臣殿、待ちうけ給ひて、〔四君ニ〕對面し給ひて、あるべき事ども申し給へど、なかく初よりもはしたなく、耻かしうおほえて、御答もをさく聞え給はず。この北の方の三つが弟にて、〔コト

の道理を顧みず、我意を張るにいふ、こゝは強情なりといふ程の意、

(八)御女は十二にて兵部少輔との間に得たる女子、今四君三條殿へ引移るにつきて慕ひて共に往きたく思ふ、されども婚姻の爲に引移る事なるに子を携へゆくは不舛裁なれば、人々之を制止する、

(九)なか／＼はじめより、初縁はいと耻かしきものなれども却てそれにもましてはしたなく耻かしと、兵部少輔の事あれば、

(一〇)三日四日の程に云々、左大臣の北の方婚姻前三四日の間に此四の君の婚姻の準備を

二十五になんおはしける。おもしろの駒は、十四にて聶とりて、十五にて「子チバ」産み給へるなりけり。この北の方落は、「コトシ」二十八になんおはしける。三四日のほどにこの君をいたはりかしづき給ふ事かぎりなし。七日になりて、西の對に、我諸共にわたり給ひぬ。四君御供の人々、「衣服」女房装えたるは、装束一具づゝ賜ふ。四君方三人ずくななりとて、我御人、大人三人、女童一人、下づかへ二人とわたしたまふ。装束どもしつらひたる儀式、いとめてたし。母北の方、異兄弟達、唯こゝになん來にけり。此四ノ對「日」暮れゆくまゝに、「左大臣」出で入りいそぎ給ふ。弟の少將、かたじけなくうれしと思ふ。夜うち更けて、帥案内いましける。少將しるべして、「四君室」導き入れつ。四の君、人帥ノ人柄もいふがひなくもあらず。この殿もかく居起

整へていたはり大切に取扱ふ、

(一一)七日になりて云々、即ち婚姻當日、此日迄に西の對のまつらひも出來たれば北の方ども／＼に引移る、さて四の君の供して來たりしかの二人の女房、一人の女の童の装束のなえふるびたるには、新しき装束一通りづゝ賜はると、

(一二)人ずくななりとて、二人の女房一人の童にては少人數にてよろしからずとて三條殿に奉仕する女房達などを此對に渡す、

(一三)装束どもまつらひたる云々、婚姻當日此人々おの／＼装束着よそひまつらひたてたる有様容体甚結構と、

(一四)母北の方ことはらからたち云々、ことはらからは少將は勿論なれど達といへば三の君などを思はせていへるにや、播磨守は新に任して國に就きたること後文にみえたり、△來にける、一本「來かゝる」又は「來ける」とあり、

(一五)北の方いかい思ふらんと云々、後朝の文遅きによりて落の心配していへる、文の遅きは下の左大臣の詞にて知られたり、

(一六)文たび／＼やら

ちてレテ「周旋」し給へば、かなふまじかりけると思ひなしてなん。出で給ひける。手あたりけはひなどの可實をかしげなれば、嬉しと思ひけり。草紙地聞え給ひけん事は、聞かねば書かず。明けぬれば出で給ひぬ。

北の方、「帥が四君ち」いかに思ふらんと歎き給へば、文たび／＼やらねど、心長きたぐひなんある。よもおろかには思はじ。かたげに心にあはぬけしきしたるかしくもあらぬ事ぞ。まづ「我が昔」君を、

ねど云々 たび／＼や
らねどは、まば／＼は
通はさねどの意にてや
がて文を式通りにかき
おくる事なしともとい
ふ意へ、後朝の文を式
に従ひてかきおくる事
なしども、縁を全く
する類例ありと云、
(一七)かたげに心にあ
はぬ云々 四の君の帥
に接するさまにつきて
評判するへ、帥の方に
ては決して疎畧に思は
じ、唯四の君が再縁を
好まぬ情よりして帥に
接するさま物むつかし
げに、氣に合はぬやう
なる氣色したらんはよ
くもなき事と云、
(一八)先君を例の云
々 文をたび／＼やら
ねど云々といふにつき
て、左大臣の昔少將と

「世間ノ人」例の懸想のやうにやは、わびいられ聞えし。思ひ出で、
時々聞えしかど、達初メ「ミそめ奉りてし後なん、等閑にてやみな
ましかばと、左様ニ考ヘルコソ悔しかりし。さおほゆるぞをかしき」など、語
らひ給ひて、西ノ對ヘ「夫妻」二所ながら起きて、こなたにおはしぬ。四の君、
まだ帳の内に寝給へり。帳臺北の方、起き給へと起し給ふほどに、帥
の「後朝」文もて來たり。男君取り給うて、左大「まづ見侍らまほしけれ
ど、我ニかくさんとおぼす事も書きたらんとてなん。見上ケル「見テ」
後にはかならず見せ給へ」とて、几帳の内にさし入れ給へば、北
の方「文ヲ取りて奉り給へど、急ニモふとしも取りたまはず」さば讀み聞
えん」とて「文ヲひきあげ給ふ。四の君、心かのはじめのおもしろの
駒の書き出だしたりし文を思ひて、又さもやあらんと、胸つぶれ

いひし頃落へ文かよは
したる事をいひ出せる
へ、例の懸想のやうに
どは世間通例の懸想人
の如くとの事、懸想と
は人に想を懸けて我に
随はしめんと挑む事、
即ち初に見えたる「日
々にあらねど絶えずい
ひわたり」の事へ、わ
びいられは侘ひ焦れ
にて其思ひに堪へず
焦れ悶ゆるにて、左様
なる事はなかりしと
云、
(一九)見そめ奉りて後
云々 見そめは逢ひ初
めしをいふ、等閑にて
やみなましかばとは落
の事を等閑に聞ながし
て、深くいひ遂げず止
みしならば残念なるべ
しと思ふさへ悔しと
云、是則かの四日目の

て思ふに、「落讀み給ふを聞けば、
逢ふことのありその濱の眞砂をばけふ君おもふかずにこそと
れ
いつのまに戀の、
となんありける。落御かへりはや聞え給へ」とあれど、答もしたま
はず。大臣、その文しばしとせめての給へば、落「何のゆかしう思す
ならん」とて「几帳ヨリ文さし出し給へば、左大「いたう書きそいためる
は」とて「左大御かへり給へ」とて、又「几帳ノ内ニさし入れ給ふ。はや／＼
と、硯紙具してせめ給ふ。四の君、返事も、この殿の見給ひつべか
なりと、いとはずかしくて、急速えとみにも書き給はず、落あなみぐる
し。はや／＼」との給へば、氣が氣デモナク物もおぼえて書く。

どころに「なほあらじにて思ひやみなましければ」とあるをはじめ處々にみえたる意、
(二〇)二ところながらおきて云々 左大臣夫婦以上の如く語らひながら起きいで、西の對に來らるゝ、
(二一)四の君まだ帳の内に 帳は御帳なり
御帳の事は四三の三二にひひおけり
(二二)帥の文 少しおくれて今も來るなり、
(二三)几帳の内にさし入れ云々 四の君起きいで、北の方と共に几帳の内にある、さるかに北の方取次きて渡す、
(二四)かのはじめの面目の駒 よの人の今日

我ならぬ戀ぢもおほくありそ海の濱のまさごはとりつきにけん
と「書き」て、「文」ひき結びて出し給へれば、大臣「あなゆかしのわざや。この返事は、見てやみぬるこそくちをしけれ」と、いひ居給へるさま、いとをかし。使に物かげつけさせ給へり。帥は、この二十八日になん 船に乗るべき日どりたりければ、出て立ち更にいと近し。かくて左の大臣殿には、三日の夜の事、今始めたるやうに設け給へり。人は唯かしづきいたはるになん、男の志もかゝるものと、いとほしき事をはりて思ふなる。細に御口入れ給へ。こゝにて事はじめたることなれば、おろかならん、「こゝいとほし」との給へば、女君「むかし我を見はじめ給ひし時、事、思ひ出でられ

の今朝にはといへる少將よりよみやりし歌の事を思ひ出したりと、
(二五)あふことの ありその濱、越中の名所なれどもこゝはありそ海などいふありそにて荒磯の義、地名にはあらず、さへ逢ふ事の有りといひかけたり、一たび逢ふ事ありてより、君を思ふ心は荒磯の濱の眞砂の数の如く数限りもなしとなり、
(二六)いつのまに懲の後撰戀三、六帖にも「いつのまに戀しかるらん白露の今朝こそおきてかへり來にし」か「此歌を引きていつのまに戀のと思はるといへる、

て、「其トキ」いかにおぼしけん。阿漕は、心うきめは見聞えじとおもほえて心チツクシタレド、いかにまゐる見はじめ給ひしをり、始めてやんごとなくのみ、おもほしまさりけん」との給へば、殿いとよくほゝゑみて、「さて虚言ぞ」との給ひて、近うよりて、かの落窪といひたてられて、さいなまれ給ひし夜こそ、いみじき志はまさりしかど、その夜、「殘念」と思ひ臥したりし本意の、皆かなひたるかな。是が答に、いみじう懲じ伏せて後には、喜びまどふばかり顧みばやとなん思ひしかば、四の君の事もかく「周旋」するぞ。北の方は嬉しと思ひたりや。景純などは思ひ知りためり」などの給へば、女君「かしこにも嬉しとの給ふ時、多かめり」との給ふ。

(二七)せめての玉へば云々 せめては迫りての意なる事二七の一二にさへり、何のゆかしうは、何をさ程に見たく思召すならんとの意

(二八)いたうかきそい 書き殺ぎにて書き省くの意、僅にいつのまに戀のとのみいへば、

(二九)我ならぬ 戀路に泥をかけたり、和名抄、泥土和水也、比知利古、一云、古比干、我ならずして戀人澤山にある君なれば荒磯の濱の眞砂の数は夥しけれどそのこひぢの爲に拾ひつくし玉ひつらんと、

(三〇)帥はこの二十八日 前に 此月晦日にくだるべしとあるつごもりは月末の事をひろくいへるにて三十日の事にはあらざる事已に前にいへり、さて大凡に月末と定めおきたりしがいよく廿八日と決したる、

△「日どりたりければ」諸本皆かくあり、「日どりなりければ」の誤なるべし、さていとをしにて二日目の事を畧し三日目の事を記せり、

(三一)人はたいかしづきいたはるに云々 左大臣の落に語る詞へ、女といふものは傍に人が附添ひ居て大切に世話するに依りて夫の志の程も篤くなるものを大納言存生せられざればと不憫の情も加はりて思はる、故、大納言にかはりて細かに世話をせられよ、當方にて周旋する事故少しにても疎畧の事ありては不憫の事と、

(三二)女君昔我を云々 左大臣の今かくいふにつきて、其昔落の誰もかしづきいたはる人なくて少將にあひし時の事を思ひ出して其時我さまをいかに思召しけんといふ、

(三三)阿漕は心うきめは云々 今の衛門即ち其頃の阿漕は、落の心うく恥かしき事は少將に見えじ、聞えじと思ひて種々に心配したれども、思ふに任せざりしを、何として我を見初め玉ひしより最初からして志深くます、思ひ増り玉ひけんといふ、△こゝは落自身のいとあさましかりし時、阿漕がさまゝに心配してその袴をかりぎして一時の恥を防ぎなどせし時の事をいふ事なればいひさして多く詞を省きたるところ、あのづから上臈の口氣あらはれていとよくゆかし、味ふべし、○諸本「見きかむとおもほして」とあり、田本、根岸本、千蔭本「皆見聞じとおもほえて」とあり、見聞じは「見聞えじ」とよむべき、

△その夜思ひ臥したりし本意の云々 かの落窪と呼びたてられし夜、少將がいかでよくて見せてしがなと心のうちにおもほす」とあるをはじめ、其後の文に「此の方に心惑はすばかりにねたき目見せんと思ひいふ」

以下の文に照らし見るべし、この文前數項の大結收ともいふべし、

(三四)したゝむべき事ども したゝむはすべて何事にも取整へ、又は取纏むるやうの事にいふ、今書面をしたゝむといふはこれより轉せしなり、こゝも旅立つにつぎその支度を整へ纏むる、

(三五)明くればまかり云々 今四の君三條第にあれば、帥は日々こゝに通ひて夜が明くれば去り、日が暮るれば来る故に、なすべき事をなさずとなり、怠るはすべてすべき事をせざるにいふ、

(三六)遠かんめる所に云々 宰府は京よりは遙なる路程をへて行くところなればなり、たのもしき人々は親族の

「日暮れぬれば、帥いましぬ。」三日ノ祝ナレバ 御供の人々にも物かづけ、給ふ、四日より（翌朝）日たけつゝなん出でける。（帥ノ人柄）物々しく清げにめやすし。（適當ナリ）おもしろの駒と、ひとつ口にいふべきにあらず。帥のいふ（宰府）罷り下るべきほどいと近し。（支度スベキ）したゝむべき事どもものいと多かるを（此殿ニテ）明くればまかり、暮るれば参るに、怠りてなんあしき（不都合ナルニ 我カ第宅ニ）に、彼所に人もなし。（引移リ）わたり給ひね、又（供シテ）下らんといはん人召し集めて、はやおもほしたて、日は唯十餘日なんあるとの給へは、女君（四君）「遠かんめる所に、たのもしき人々をおき奉りては、いかで（ドウシテ）行カルベキ」句との給へば、帥（ソレデハ）「さは一人罷りくだれとや。唯かく、一日二日見給ひて、やみ給ひなんとや」

人々といふ事、いかで
はいかて行かるべきと
の事、さて縁談のはじ
めより帥の宰府に至る
べきは決しをる事に
て、四の君これが妻と
なるに於ては、亦必ず
之に従ふべきは論をま
たざる事なるに、今か
くいへるは失對の言な
り、さるからに帥の心
に心やいかあらんと
いへる、
(三七)笑ひ給ふさま
とやすらかなりやす
らかな、難なくさもあ
るべき様をいへるに
て、今「トカウナシな
どいふ程の詞、
(三八)かたちはをかし
け云々、四の君を帥の
心中におもふ様、顔
かたちはよろしけれど
性質の賢愚いかあら

おぼし給ふ」と、打ち笑ひ給ふさま、いとやすらかなり。女君を、
帥（心ノ内ニ）客貌（客）はをかしげなめり。心（性質）やいかあらんと、飽かず
思ひけれど、かゝるやんごとなき人の、わざとし給へるに、（其上）
今日明日下るべきに、すつべきにあらずと思ひて、諸心に何事も
し給へ」とて、俄に（突然）我第三迎ふれば、（左大ワロクハナキ）けしうはあらぬ聾どり。句。
と疾く迎ふるはと笑ひ給うて、御おくり、さるべき人々、むつま
しき、御前（御供）には差しそへ給へり。（女房以下トモ）車三つして渡り給ひ
ぬ。（三條殿）殿より（附ケラレテ）ありける御達（御達）「今は何しにかまゐらん」などい
ひければ、北の方（落）「猶參れ」と強ひて遣り給ひつ、我（落）「自身か」をひて
ありき給ふ所にもあらざりければ、（ナリ）もとの「是迄」御達「いつし
かとも」（北の方）代り居給ふかな。（此度ノ北の方）御心いかならん。君達の

んと不足に思ふ、前
の失對によりてなり、
(三九)けしうはあらぬ
云々、左大臣の詞、聾
どりにて句を切りてみ
るべし、「聾どりよ」又
は「聾とり哉」など歎辭
を含む詞、「いととく迎
ふるは」のはも歎辭で
にをはのには非ず、
(四〇)殿よりありける
御達云々、上に「我御
人おとな三人云々」と
みえたる人々なり、此
人々はもとより落に仕
ふる人々なれば、四の
君に従ひてかしこへ渡
らん事を好まざる、
これ畢竟左大臣と中納
言との差別あること、
はいへども、又落のよ
く人和を得る徳あるを
みるべし、

御爲、あしういみじうもあるべきかな。只今の時の人の御族とて、
おしたちてあらんかし」など、おのかどち言ひあへり。はじめの
腹とて、太郎は何がしの權の守、三郎は藏人よりかへり冠賜はり
てあり。このごろ死にたる（後妻）腹の女子十、二つなる男子なんあ
りける。この二人（子）をなん、父（帥）かなしくすとは（言フモ）おろか
なり。（太郎）權の守も、（三郎）式部の大夫も、送りせんとして、暇朝廷
に奏して、皆（筑紫へ）くだるに、（此赴任ニ付キ）帥かづけものどもし給へ
ば、人々の（カツケモノ）装束にとて、絹二百匹、染草ども、皆（四君ニ）あ
づけ給へれば、四の君、（コレヲキ）それくと並べて、取りふれんか
たなし、しやらんやうもおぼえて、母北の方の方にいひやる。「か
うくのものどもせよとて、絹どもあめれど、いかゞはし侍ら
斯く」
取計へ
渡サレタレドモ、ドウシタモノナラン

(四一)我そひてありき給ふ云々 北の方の猶參れと強ひて遣りたる理由を註せる人、即ち我そひて云々あらざりければ猶參れと強ひてやり給ひつとの意、かゝる言回し古文に多し、

(四二)もとの御違云々 從來帥の第にありて失せし北の方に仕へし女房達、四の君のかく新に北の方となりて、帥の方に引移るよしを聞きて、互に語りあふ、昔も今も世態人情つゆかはる事なく、あはれなる書ぶり、

(四三)あしたちてあらんかし あしたちては、控目なく我が心に任せて、事を取斗らふ

ん。^{ヨコサレタル}「三條」殿より侍る人々も、若うのみありて、言ひ合すべき人もなし。^{母北ノ方}いと戀しくもおぼえさせ給ふを、幼き人も見まほしくおぼえ侍るを、^{内々ニテ}忍びて渡り給へ」と言ひやりければ、北の方、少將を呼びて、^北「かくなんいひたる」夜さり忍びてわたらん、車しばし^{少内々ニテ}田サレヨ」との給へば、^{決シテ}忍びてとおぼすとも、人はまさ^{知ラズ}に知らじや。又旅だちたるに、^{シキ}きらくしき道に、^持もたまへる子引ささげていにたらん、いと見苦しからん。^{後妻}亡せにける妻の子たちとて、十ばかりなるあるを、帥は喚び出で、つかひ給ふめれば、いとあはれなめり。我左の^北大臣殿のうへに申し給うて、^{ヨロシカルベシト}よかなりとの給は、^{渡り}渡り給へ」といへば、北の方、いとあたはず思ひて、^{左大臣}あの殿のゆるしなくば、親子の面も見て、^{面會モセズシテ下スベシ}くだしてんとするか」とて、唯

をいふ、今いふ專斷の意、

(四四)はじめの腹云々 これより帥の子供の事をいひ、并せて四の君は三人目の妻なるを示せり、

(四九)何がしの權の守 國守の權官は大國上國に限りてあかるゝもの、多くは遙任なり、遙任とは身任國に就かず、京にありて任ずるをいふ、されども守京にありて權守任國に在る事もありし、

(四六)三郎は藏人なり かへり冠賜はり 六位の藏人四年の期はて、巡爵賜はりて五位となりし、冠賜はるとは五位となるをいふ事前にいへり、

(四七)式部の大夫 式部丞をいふ丞は相當六位なるを五位なるをもて大夫といへる、

(四八)帥かつけもの老給へば云々 此たび筑紫へ下るにつきては、それ／＼の人々へかつけ物多くいだすべき事なれば、其料として絹染草など多、四の君に渡して裝束となさしむる、當時かつけものといへば打任せて婦人の裝束、其以下は腰指とて巻縮なれど、是は下人にとらするもの、さればかつけものは之を染め又之を仕立て、直ちに着るべきやうに製したるもの、

ニニガミ入りテ ひそみにひそみ給うて、^{北方}何事もこの殿のおはせんかぎりは、えや^{氣安}すくすまじかめり。我こそ人をば隨へしか、^{今ハ}人に隨ふ身となりたるが悲しき事。又我いふ事、^{ナリ}同じ心に答へたる子こそなけれ」との給へば、少將、^{心ニ}例の御腹だち給ひぬと見て、^少何しにかは^{サハノ玉フ}玉フ^{相談シ玉フシカダナキユエ}言ひ合せ給ふ便なれば、^{左様ニ}しか申し侍るに、^{カヤウニ}阿貴スルハ^甚かくさいなむはいとこそ苦しけれ」とて、^{坐チ}立ちぬ。^{左大臣方ノナリ}「左大臣方ノナリ」うれしと夜晝よろこべど、腹だに立ちぬれば、^{ヤハリ}なほくせにてかく^{性質ニテ}なんありける。

(四九) 四の君それ／＼とならべて云々 四の君これら絹染草の類、帥より渡されたれど、從來かゝる事を扱ひたる事なければ、只其物をそれ／＼ならべおきたるのみにて、いかにしてよきにか、手のつけやうをもく、扱ひかたも知らず途方にくれて、母北の方に扱方を頼みやると云々、△此四の君の絹染草を得て當惑せる方、かゝる落が二條に移りし時大將の北の方より絹染草の類を得ていとうるはしく仕立て、深く北の方にめてられたるに比較せば、其人柄のいかにはおのづからおもひしらるべし、○「それ／＼と」の句、諸本「うら／＼と」「そう／＼と」「そら／＼と」などに作る、今田本に従ふ、源氏書合「今めかしきはそれ／＼とえり」との「云々」枕草紙「それ／＼とよびたて」と、
(五〇) 車あはし 帥かた「行くべきにより、車暫時の枉用ひたしと云々、今、車ヲチヨット」といはんが如し、
(五一) きら／＼しき道に云々 きら／＼しきは「リ、シ」といふ意なることは、四七の三二にいへり、帥中納言の北の方として赴任のり、シキ道中に連子を引伴ひて往かん事不昧哉と云々道にの下諸本「ちこ」とあり、田本なし、根岸本「きら／＼しき道に」とあり、「きら／＼しき道に」の誤なる事あるし、
(五二) うせにける女の云々 即ち上にみえたる後妻腹の十なる女の子なり、之を帥伴ひてつれゆくべければ、其他につれゆくには及ばしと云々、されども落の意見もあるべければ、とに角相談ありて然るべしといふ云々、
(五三) 北の方いとあたはず あたはずは即ち「能はず」の意にて「ならぬ」をいふ、竹取「あたはぬ事なりはやいたし奉れ」といふと同じ、
(五四) 唯ひそみにひそみて 源氏東屋「かなしと見奉るに只ひそみにひそむ、揚卷「あやしくひが／＼しくもてなし玉ふと、もどきうちひそみきとゆ」いづれも「ニガム」にいふ、
(五五) 言ひあはせ給ふ云々 相談すべき方なきをもて左様に申したり、即ち三條の北方に御相談あれと申したりと云々、いひ合せは相談といふこと、前にたひ／＼みえたり、
△うれしと夜晝云々 此種の人疳癖ありてさかしたちたる婦人に今も往々見る所なり、寫し得て甚妙なり、△なほくせにて、或は「なほ／＼せめて」とあり、誤なり、

【第五十七節】

(一) その事とはいはで 四の君より絹どもの事などいひおこしたる委曲の事をば言はず、唯母北の方が四の君に逢ひたがる由をいふと云々、
(二) 御消息とて 消息は音信といふ事なるは已にいへり、母北の方より四の君への音信とて云々といふべしと云々、
(三) いと戀しくなん云々 以下母北の方より四の君への音信とて少將の言ひ述ぶべき趣意がらゝあからさまにまあれはあからさまにもあれにて、假初にてもといふこと、あからさま三八の三〇にいへり、

少將、左の大臣殿にまゐりて、北の方に「かう／＼なん侍りつる。」
「ト」その事とはいはで「母北の方」戀しく見まほしくし給ふ」とか
たれば、北の方「ことわりにこそはあなれ、はや「母北の方」渡し奉り給へかし。少將、帥も渡れとも、思ひ給はざらん、ふと物し給ひなん、
「コト」便なかるべき」といへば、北の方「それも」さるべき事、さらば御みづからおはして帥の聞かんをりに、御消息とて、いと戀しくなんおほえ給ふを、あからさまにまれ渡り給へ。遠くおはすべき程も、いとこのり少くなりたれば、いとあはれに心細うなん、
「都合次第」これよりまれ出で立ちて京におはせん限は、見奉らんと給ふと、聞え給はんにつけて、そこにおのづからいふ氣色見えなん。それに隨ひて、「先方」わたりも「又、此方」迎へもし給

(四九) 四の君それ／＼とならべて云々 四の君これら絹染草の類、帥より渡されたれど、從來かゝる事を扱ひたる事なければ、只其物をそれ／＼ならべあきたるのみにて、いかにしてよきにか、手のつけやうもななく、扱ひかたも知らず途方にくれて、母北の方に扱方を頼みやると云々、△此四の君の絹染草を得て當惑せる方にめてられたるに比較せば、其人柄のいかにはおのづからおもひしらるべし、○「それ／＼と」の句、諸本「うら／＼と」「そう／＼と」「そら／＼と」などに作る、今田本に従ふ、源氏盡合「今めかしきはそれ／＼とえり」との「云々」枕草紙「それ／＼とよびたて」と

(五〇) 車志ばし 帥かた「行くべきにより、車暫時の枉用ひたしと云々、今、車ヲチヨツト」といはんが如し、(五一) きら／＼しき道に云々 きら／＼しきは「リ、シ」といふ意なることは、四七の三二にいへり、帥中納言の北の方として赴任のり、シキ道中に連子を引伴ひて往かん事不昧裁と云々△道にの下諸本「ちこ」とあり、田本なし、根岸本「きら／＼しきちに」とあり、きら／＼しき道に」の誤なる事あるし、

(五二) うせにける女の云々 即ち上にみえたる後妻腹の十なる女の子なり、之を帥伴ひてつれゆくべければ、其他につれゆくには及ばしと云々、されども落の意見もあるべければ、とに角相談ありて然るべしといふ云々、

(五三) 北の方いとあたはず あたはずは即ち「能はず」の意にて「ならぬ」をいふ、竹取「あたはぬ事なりはやいたし奉れ」といふと同じ、

(五四) 唯ひそみにひそみて 源氏東屋「かなしと見奉るに只ひそみにひそむ、揚卷「あやしくひが／＼しくもてなし玉ふと、もどきうちひそみきこゆ」いづれも「ニガム」にいふ、

(五五) 言ひあはせ給ふ云々 相談すべき方なきをもて左様に申したり、即ち三條の北方に御相談あれと申したりと云々、いひ合せは相談といふこと、前にたひ／＼みえたり、

△うれしと夜晝云々 此種の人疳癖ありてさかしたちたる婦人に今も往々見る所なり、寫し得て甚妙なり、△なほくせにて、或は「なほ／＼せめて」とあり、誤なり、

〔第五十七節〕

(一) その事とはいはで 四の君より絹どもの事などいひおこしたる委曲の事をば言はず、唯母北の方が四の君に逢ひたがる由をいふと云々、

(二) 御消息とて 消息は音信といふ事なるは已にいへり、母北の方より四の君への音信とて云々といふべしと云々、

(三) いと戀しくなん云々 以下母北の方より四の君への音信とて少將の言ひ述ぶべき趣意がらゝあからさまにまあれはあからさまにまあれにて、假初にてもといふこと あからさま三八の三〇にいへり、

少將、左の大臣殿にまゐりて、北の方に「かう／＼なん侍りつる。」

「トッ」その事とはいはで〔母北ノ方カ〕「戀しく見まほしくし給ふ」とかたれば、北の方「ことわりにこそはあなれ、はや〔母北ノ方カ〕渡し奉り給へかし。」少將「帥も渡れとも、思ひ給はざらん、ふと物し給ひなん、〔コトヘ〕便なかるべき」といへば、北の方「それも〔又〕さるべき事、さらば御みづからおはして帥の聞かんをりに、御消息とて、いと戀しくなんおほえ給ふを、あからさまにまれ渡り給へ。遠くおはすべき程も、いとこのり少くなりたれば、いとあはれに心細うなん、〔都合次第〕これよりまれ出で立ちて京におはせん限は、見奉らんと給ふと、聞え給はんにつけて、そこにおのづからいふ〔様子〕氣色見えなん。それに隨ひて、〔先方ヘ〕わたりも〔又ヘ此方ヘ〕迎へもし給

(四)聞え給はんにつけて云々 かやうに言はれ、それにつきて、必帥が何とか言ふなるべし、その言ふ詞につきて様子わかるべければ、其上にて先方へ行くと、此方へ迎ふるともすべしと云々、

(五)そのちひさき君は云々 四の君の女子をば、四の君の子なりといふ事をば帥へ知らしむべからず、もし四の君の供として、引連れ行かんとならば 四君にそへて母北方よりさし出されたる人といふ事にてあるべしといへる云々、

△落の人柄詞少にして大どかに、物和かにして能く事に堪へ、いづくしみ厚くして憐み深

へ。そのちひさき君は、その事はなしらせさせ給ひそ。（タトヘ四君ノ）御供にて率ツレテて下り給ふとも、（四君）一人おはせんが御心細きにとて、（母）北の方のそへ奉らせ給ふ（ト云フ趣意）にてありなん、との給へば、少將（心ノ内ニ）いとおもふやうに思ひやりありて、めてたくぞの給ふ。嬉しうあらまほしき御心かな。我（母）親の非道にたゞはらたちにはらだち給ふこそ、物いふかひなれと思ひて、いとよりの給はせたり。さらばしか物し侍らん」とて、殿へいくも苦しけれど、（母北ノ方サシ）戀しと思ひ給ふにこそあらめと（イトホシク）思ひて。句

ツトメテ帥殿へユク女君も（帥ト）同じ所におはす、いかに物聞えさせん」といへば、帥（こゝにて聞え給はんにもあへぬべき事ならば、疾く入りて聞え給へといへば、少將入りて）しかどな

く、孝悌にして貞實に徳をみて怨に報ゆるの美德あり、まことに左大臣の北の方として多くの人にかしつかるべき人なるは、これまでの記事に依りて已に明か、されどもその深く道頼の心を得るものは、當にこれらの美德のみならず、その思慮甚周密にして、よく機を制して事に應ずるの才あるを以てに依る事を編末此段に至りて始めて讀者に知らしむ、これ謂ゆる畫龍睛を點して全身飛動するものといふへく、筆力の巧妙驚くべし、

(六)あへぬべき事ならばあへぬべき事は堪へぬべき事にて、やがて差支ナキ事」といふ

ん」といへば、女君（四君）實（ドウカ）にいかで對面せん。ここにもいと戀しうなと思ほえ給へば、いかで参り來んとなん、昨日聞えたりし」との給へば、帥（彼處）かしこへ渡り給はば、（我等）二ところ通ひせんほどに、ものしく、おのがためになんあしかるべきを、辱（不都合ニ）くとも、こゝに渡らせ給へかし。人侍らばこそ、つゝましくも思ほさめ。幼き人ばかりなん、それを便なかるべくば、離れたる方におき侍りなん。京に物し給ふべきほどは、實に今日あすばかりなり。（母子）對面なくては、いかでかは出立セラルベキ」との給へば、（少心ニ）さだめしもしるく、（ト思ヒテ）その事をなん、かしこにもいといみじくなげかるめる」といへば、帥（早々）はやよろしう定めて、此方に渡し奉り給へ、（其方）に参り給はん事は、猶あしくなんある」といへば、少

如き意となる詞なり、當時「あへなん」、又は「あへぬべし」などいふ詞多し、皆「堪へなん」「堪へぬべし」にて「差支ナシ」といふ意を含むもの、

(七)かしこへ渡り給はい二所通ひ 四の君が母北の方の方へ行かば、帥も其方へ通はざるべからず、さてけ我が家と兩方にわたるをもて二所通となるといふ、

(八)京に物し給ふべき程は云々 今日あすばかりとは、その極めて切迫せるをいへる、眞に今日明日二ケ日といふにはあらず、下文にて明かす、

(九)さだめしもしるく 少將心中に思ふさま、落が推察して思ひ定めし如くことおもふ、
(一〇)そのかし 勧誘する事なる事すでにいへり、

將「さらばかくなんと、物し侍らん」とて立てば、四の君「かならずく、よくそのかし給へ」との給へば「承りぬ」とて出てぬ。
母北の方の御許に來りて、腹たせ給へるおそろしさに、ありつるやうに、かうく、左の大臣殿のうへの給へる事、しかくといひて「はかなき事なれど、人に劣るまじき故あり。かしこくこそその給ひしか。心に幸福あるものなりけり」といふ。北の方、「四ノ君方へ」往くべき事を限なくよろこびて「げにげによくもおぼしよりけるかな。三の君もいざ給へ、よさりにてもと思ふ」との給へば「いとにはかならん。明日などやよろしう侍らん」といふ。

(一一)腹立たせ玉へる云々 母のとかくに腹立ち易き人なる故に、落と共に細かに心配して相談せし事を事實のまゝに語り、さて落の思慮周密なるを感じて、今日の幸福は畢竟心の賢明なるより之を享け得たることといへる、心にさいはひあるものとは、心よりして享くる幸福との事にて、即ち心の賢明によりて幸福を得るといへる、

(一二)明ぬれば渡らん の云々 昨日夜さらにてもといひしを、止められたれば今日は早朝よりその支度をなす、

(一三)すぐよかなる衣 すぐよかは健の字にあたる詞にて、大かた性情又は肺質などにいひ「ツヨクシカトシタル」といふ意、それをこゝには衣服の事にいひて「シカトシテヨロシキ」といふ事に用ひたり、

(一四)かくしの方 かくれの方といふに同じ、内證にて即ち納戸などいふ程のところ、

明けぬれば、(帥方へ)渡らん のいそぎし給ふ。すぐよかなる衣ども
のなきぞ、いといとほしき かくしの方にやあらん」との給ふ。左
の大臣殿(母北ノ帥へ)渡り給ふと聞きて、御衣などは鮮明にもあらじ
とおぼしよりて、いと清げにしおきたる御衣一具、又(四ノ君服ノ)
姫君の御料なる一領「ちひさき人に着せ奉り給へ。旅に(出テ)は
あらはなる事もあるものぞ」と奉りたまふ。(母北の方、喜ぶ事さ
すが限なし)人は(自身)産みたる子よりも、繼子の徳をこそ見け
れ。我子七人あれど、かく細に心しらひかへり見るやはある。物
のはじめに、この子のなりの委えたりつるを(耻カシク)思ひつるに、

よき衣のなきが、もしかくしの方に用意しおけるものもあらんか、尋ね求めんかど、かくしの方諸本皆此の如し、されど或はかくれの方の寫しひがめなるか、かくしの方といふ詞他に例見あたらざれば、

(二五)旅にはあらはなる云々 あらはとは、すべて人に見通さるゝをいふ、旅にては人に見通さるゝ事あるものなれば衣服のわるきは不都合と、
(二六)さすが限りなし、さすがは一然ハイフモノハ、の意なることと已にいへり、母北の方落の事を兎角にかれはいふもの、シカシナガラ之を喜ぶ事限りなし、

しと、
△帥殿へ云々限なく嬉しきなりけり、前の限なくも嬉しくもあるかなの句と對しみるべし、

(二七)暮れぬれば車二つして 一輛には北の方三の君姫君など、一輛は女房たちなるべし、

(二八)殿の御ごきをなん云々、ときは御器にて食物を盛る器、蓋ある椀なり、合器とかくは蓋ある器ゆゑ後にあてたる字にて、正しくは御器、神宮雜例集に御器長と見え、又神宮に御器御倉あるなどにて御器なる事明か、さて御器といふはもとより敬へるに出づる名なれども、慣稱上

限なくも嬉しくもあるかな」と、例よりも心ゆき喜ぶも、得意ニナリテ「落カ」帥殿へいけと計ひたるが、限なく嬉しきなりけり。其日暮れぬれば

車二つして二輛「帥殿へ」渡り給ひぬ。四の君、いとうれしと思ひて、日此程中ころのありさまかたる。むすめは、僅カ見ザリシ「このごろの程に、いと大に、をかしうそぞきて居れば、四君まづかき撫で、いとかな

しとおほゆ四君これをいかにして率てくだらましと、思ひなんみだれ侍る。猶まるが子と知られん、「ガ」耻かしき事「思」といへば、北

の方左の大臣殿のうへは、しかくの給ひける。いとよき事なり。「今カヤウニ」まるが着たる物、この子の着たるもの、「昔」かの殿より

給へる「といへば」かくいみじくの給ひおほしける人を、などて昔あるかに思ひ聞えけん。まるがうへをなん、「なかく」親たちに

優りて、思ひ玉ハリ殿の御ごきをなん一具たまへる。「召仕」人々の装束、几帳屏風よりはじめて、「スベテ」物、たゞおぼしやれ。これ

かくし給はざらましかば、この御達も、いかゞ見ましとなん「思ハル、」嬉しきといへば、北の方いよく「繼子」の徳をなん見る。サヤウニ心得玉へ、コ、ニアル子供チモ

さしり給へ。このあんなる子ども。ゆめく憎み給ふな。おのが子どもよりも、かなしうしたまへ。おのれが昔「落カ」憎まざらましかば、暫らくにても「アノヤウナル」耻ぢを見、いたきめは見ざらましとの

給へば、四の君「實に道理」といふ。母北の方見るに、帥はいとものくしく、ありさまもよければ、さいへども、やんごとなき人

のし給へる事は、こよなかりけりとよるこぶ。かくて「出立前」いと

いそがはし。「女房始」今参ども、日に二三人「」参りぬ。いと花や

客窪物語大成 四の巻 六十五

一種食物を盛る器の名となり、更に之を敬稱して御むきといふに至れる、むきは打任せ木にて作るものなれども、又金銀にても造りしものなるは、老ろかねのむき、こがねのむきなどいふ事みえたれば、こゝにいへるもこがねなどにて作れるを思はせてかけるなるべし、

(一九)人々の装束云々 上に西の對しつらはせ玉ふといひ、三四日のほどにかしづきいたはりといひ、御供の人々装束一具づゝ賜ふとあるに照らしみるべし、

かなり。少將これを見るにも、左の大臣殿をいみじう思ふ。播磨守は、國に（行きて）「此度ノ事ナ」え知らざりければ、人をなん遣りける。其口

上二 左の大臣殿の北の方、この君に、かうく（四君ナ云）の事しいて給へり。この月の廿八日になん、船に乗り給ふ。その國に着き給はん（時）、饗（饗應）まうけし給へ」といひたれば、守よろこび思ふ事限なし。播磨心中一つ腹の我だに（カヤウニ）聳どりせんとは思ひよらざりつるを、この君は、猶我等を助け給はんとて、佛神の（此君トナリテ）し給ふ（事）と思ふ。國の守の、しりて、大貳の船の着くべき（まうけ）儲し給ふ。この守母にも似て、いとよくなんありける。」

(二〇)これかくし給はざらましかば 此殿にてかやうに手厚き世話なき事ならば、此帥の家に従來奉仕せし女房達がわが身をいかに見るならん、定めて甚しく輕蔑せらるゝ事ならんと、

(二一)いよく織子の云々 上文「人はうみたる子よりも織子の徳をこそ見けれ」といへり、故にいよくと

はいふなり、

(二二)今参りども日に云々 今参りは新たに奉仕する使はれ人をいふ△是上文「下らんといはん人召集めての收結、

(二三)あるじまうけ 饗應の事にいふ、あるじは東堂主人まうけは設備、難波より舟出し播磨にて一旦上陸すべき事とみえたり、

(二四)この君は云々 此君は佛神にて我等を助け玉はんとて志玉ふといふ意にて、即ち佛神の此君となりて我等を助け玉ふと、

(二五)大貳の船の云々 濱臣云、大貳といふ本いぶかし大舟の舟誤りて、大にとなりしにて大舟のつくべき云々か、又帥の中納言なれば大貳、兼ぬるか、秋云秋成本には「人々の着くべき云々」又一本「人々の舟つくべき」大舟のつくべきなど、あり田本其外、大貳の舟つくべきとあり、案ずるに權帥あれば大貳をばおかず、大貳を任すれば權帥をおかざる例なれば、權帥をやがて大貳といへるなるべし、下文にも大貳とありて諸本皆同じ、

(二六)これもいと苦しき云々 御達の心へ、此殿も別段勤仕しにくしといふにはあらねど、此程僅かの間ながら様子を見るに我が奉仕する三條殿に比較すべきにもあらず劣りたりと、

(二七)初より御達の見奉り云々 御達の最初よりしてこゝに奉仕し

左の大臣殿より（附添ヒテ帥第三）渡りし御達、今は（三條殿へ）歸り参りなんと申したれど「京におはせん限は、仕うまつりはてよ、又（宰府へ）下らんと思はん人は、参りもせよ」と（人ナリテ）いはせ給へれば、これ此帥もいと苦しき事は、あるまじかめれど、暫しのほども見るに、わが君に似奉るべきにもあらざめり。最前ヨリ初より御達の見奉りそめて、

て、さて宰府へ下るは格別と云、
 (二八)よろづの事浄土の心地、何事も極樂浄土の如き心地して、樂しく不足の事なき我が三條殿を捨て、他に往くべきにあらずと云、△これらの事三條第のゆたかに賑はしきと、落の徳のよく人を服従せしむるとの二つをあらはすもの、
 (二九)これもたがし奉るぞ云々、四の君が落についでての仕合者といふにつきて、その仕合も誰が與へたる事ぞ、畢竟落の縁故によりてにて即ち落より得たる人と云ふ、御さいはひとは左大臣の北の方の御さいはひとの意、

〔宰府へ〕下りなんはいかゞせん。おなじほどの殿にだに、御心よからん方にこそ仕うまつらめ。いはんや更らにこよなや。萬の事〔極樂浄土の心地する我殿をうち捨て、退らんこそ物ぐるほしけれと、下仕まで思ひて、一人もくだらず。〔帥殿ニ〕おとな三十人、わらは四人、下づかへ四人なん率てくだる員に定めたりける。〔出立〕この日の近うなるまゝに、〔四君〕兄弟たち皆渡り集まり給ひて、今は〔五〕わかれを惜み、哀なる事をの給ふ。〔コレ彼〕人々参りあつまりて、装束き花めきたるを見れば、大臣殿〔北方〕にうちつぎ奉りては、この君ぞ幸福おはしましける」と〔御達ノ内一人ガ〕いへば「これも誰がし奉るぞ、御幸福のゆかりぞかし」と、口々に言ひあへり。明後日くだり給ふとて、〔四ノ君〕左の大臣殿に對面し奉らては、いか

(三〇)車の多からんは云々、ところせしは「傾ハシ」の意なること五五の一五にいへり。御供に下る女房達の内をも多くのせたれば數三輛となれるなり、
 (三一)たれも御供にて云々、御供に下る人たれもこゝにとの意なり、此女房などに落より餞別するなり、
 (三二)いとよくしたる扇云々、當時扇は男女とも必ず常に之を持ちたる物にて、その持つ扇に頼る心を盡してよからん物をときそひたる事など、枕草紙その外にもみえたり、さて此扇子は三十の寫誤にや前におどな三十人とあれば、貝すりた

てか出立セラルベキとて参り給ふ。車の〔數〕多からんは所狹しとて、三つばかりしてなんうち渡しける。北の方對面して、聞え給へる事どもは書かず思ひやるべし。たれもノ御供に〔宰府へ〕くだる人々に、北の方、いとよくしたる扇二十、螺すりたる櫛、時繪の箱に白粉入れて、この人の語らひけるして「かたみに見給へ」とて取らす。〔御達もいと思ふやうに心ばせありて人に思はるゝ〕と〔取次 面目アリテ〕嬉しくおぼゆ。〔受ケタル〕人もめでたし、みじと思ひて、おのゝ〔種々〕かたらひ契りて〔帥殿ニ〕かへりて「この殿をよしと思ひつれど、かの殿を見つれば儀式よりはじめて、けはひことに見侍るに、心こそうつりぬれ。あはれ〔三條殿ニ〕仕うまつらばや」と、しのびつゝ、〔五〕いひあへり。

る櫛は青貝を塗り入れたる櫛なり、しろいものは「オシロイ」と

〔第五十八節〕

（一）よべは程へん年の云々 落より四の君への文なり、程へん云々は、今度宰府 出立つ上は當分而會も叶ふまじければ、其數年分の話をもとり纏め、一緒に話さんと思ひしかど、夜の短きやうにて話さうきと云 心地してにて句を切る 心地して聞えざりき」の意、

（二）はかなき身を云々 老少不定はかなき人の身は、別れて後いついかなる事あらんもあられぬ事の哀なりと云、

（三）はる／＼と 遙かに見るといふを、峯と

翌朝
つとめて「落ヨリ」御文あり。

昨夜
よべは、（今ヨリ）隔少ベキ數年分ノ事ナモほどへん年のつもりを、取りそへて聞えむと思へ給へしを、夜みじかき心ちして。句（別レテハ）はかなき身をしらぬこそ、あはれに思うたまへれ。

はる／＼と峯の白雲立ちのきて又かへりあはんほどのはるけさ

まこと「此品ハ」用セ玉ヘ道のほど見たまへ。

とて、蒔繪の御衣櫃一具に、片つ方には、かづけ物一襲に、袴具しつゝ。今片つ方には、正身本人の御装束三領くだりいろ／＼の織物うちかさなりたり。上には 唐櫃の大さに満ちたる幣袋の中に扇百入れ

かけたり、さて筑紫は遠隔の地なればはる／＼といへり、峯といふより白雲とうけ、たちのきてとかいり、又かへりあはんと歸京の日の程久しきをいへり、宰府の任限は五年なればなり、

（四）まことや道の程見給へ「まことやは詞の端緒を改むる時におく辭、今「ホンニ」といふが如し、源氏須磨中々此道は惑はれ給ふにやあらん、まことやさわがしかりし程のきざれにもましてけり、かの伊勢の宮へも云々」此外例いと多けれど大かた「ホンニ」といふ辭にあたり、委しくは隨筆にいへり、こゝは前の別情の事を轉じ

てうち覆ひ給へり。又「別」ちひさき衣箱一具あり。この「四君」御女に遣せ給へるなるべし。「其」片つ方には、御装束一具、片つ方には、手箱フ内黄金の箱に白粉入れてすゑ、又ちひさき御髪みづみの箱入れたり。くはしく書くべけれど、むづかし。姫君「この御文には、

「京ニ御イテハ」今日のみと聞き給れば、何ごちせんとなん

をしめどもしひてゆくだにりきものを我心さへなどかおくれぬ

とあり。帥此贈キ見て「いと多分」とおほくの物どもなりや。いとかくしも

たまはでありたんものを」といふ。御使どもに物かづく四の君、四君故事 申シ上ヤウモ ナクテさらにきこえせんかたなくて、

しら雲の立つそらもなくかなしくて別れゆくべきかたもおぼ

て、そへて贈る品物の事をいへるにて一ホソニこれは道中にて御用ひなされよといへるへ、見給へば用ひ玉へとの事、道の程といへるは謙遜していひなすへ、△ままとや諸本

「まことに」とあり、田本に従ふ、

(五) 時繪の御そひつ一よろひ、みそびつは衣服を納るゝ箱、一よろひは一對、その一つには人に授くべき衣服一かさねに袴をとり添へ、又一つには四の君自身着用の衣服二件に種々の細物を重ねたりと、

えす
賜はせたる物どもを、人々見るも嬉しく、いみじう物騒がしうてなん、
とあり。「四君」むすめの君の御かへり、
當方 京一居間ニテデモ 申上ゲタイ ト思ヒ居マス折柄
これよりも近きほどにだに、聞えさせんと思ひ給へるほどに
なん。おくれぬものは「こゝ」にても、
身を分けて君にしそふるものならば行くもとまるも思はざらまし
となんありける 北の方へ「四君」こよひの御かへりを見て、母北の方、
なくとは「イフモ」おろかなり。悲しくするむすめになんありける。七十に我はなりなんとす、いかでか六七年生けらんとする。

きさの幣袋の中に扇百本入れて、みそ櫃を覆ひたりと、幣袋は古昔旅行する人とはところ／＼に神に幣と稱し色々の裂帛を奉りしものにてその裂帛に入る袋をいふ、旅には必ず携ふるもの、

(七) 手箱こがねの箱に云々、こがねにて作りし箱にオシロイを入れて手箱の内にすえ、又其手箱の内に小さきみくしの箱をも入れたるなり、みくしの箱は髪ををさむる具を入れるゝ箱、即ち櫛箱、

「死ヌルキ」あひ見て死なん事」と泣けば、四の君、いみじう悲しうて、
四君ソレバカラ 申上ゲマスヲ
「さればこそ、」いかゞとは聞え侍りしか。強ひて御心とつかはすにこそ侍るめれ。今は留り侍るべきにもあらず。心づくしになおほしそ。さりとともあひ見侍らては、やみ侍らじ」といへば、母北の方「我やはこの事はせし。左の大臣殿のし給ひしかば、」
我ハ此事ヲシタルデハナイ
しきめを見せ給はんとて、腹ぎたなきわざをし給へるなりけり。
ナンデ
何か嬉しと思ひけん」との給へば四の君「今はいふかひなし。暫ツトノ間ニテモ オワクレロス 約束手ガアリシナラフ
しのほどにても、御手離るべき宿世こそは侍りけめ」といひなぐさむ。少將「世にかくばかりやは、親子の別はすれど、かゝる事、言ひつづけて泣かずかし。聞きにくしや」と制し居たり。帥は、左の大臣殿に、まかり申しに参り給へり、大臣對面し給うて、物語

この歌によりていへり、京にあるは今日一日ばかりと承るにつきて今より已に戀しきをいよく出立し玉はい何こゝちせんとなり、

(九)をしめども 別を惜めども、止まらずしてさへぎりて行く事でさへも憂きことなるに、我が心さへも我をふり捨て何と君に添ひてゆく事ぞ、さて憂きが上にも憂き事よと、△「うきものを」或は「あるものを」とあり、いづれにてもあるべし、

(一〇) さらにきこえ云々 別の惜しさは、一向に申上げやうもなしと、

し給ふ。よそにても心ざし侍りしを、今はましてなん、そのちひ左大是マデニテモさき人のくだり侍らんを、らうたくせさせ給へ。故父おとゞの、い今日ヨリハ別ニテナリみじくかなしうし給ひしかば、こゝにても生ほしたてんと物し四君ニ附添フ侍れど、かの母北の方の「四君が」一人くだるをせめて心苦しがり其て、添へらるゝなめれば、え留めてなん」との給へば、帥「堪へん心配シテ心の限は仕らまつらん」といふ。暮方に罷り出づれば御装束 領テキ侍ルダかづけ給ひ、かしこき御馬二つ奉り給ふ。「其他」はなむけのおくり物物どもいとこまかにし給へり。至テ 仔細ニ 爲

しく珍重すと、

(二三)これよりも云々 四君腹の女子より落への返事、此方よりも、出立の上は音信もたやすからねば、在京の間にてなりとも申上げんと思ひをりし内に御音信をいただきたりと、近きは土地につきていへる、

(一四)身をわけて、もしも心といふ物が、身より分れて君にそへておくといふ事が出来得るものである事ならば、旅に行くといひ、又跡に止るといふも、共に別を惜しと思はざる事ならんと、古今離別一思、

(五)北の方へ今宵の云々 四の君より今夜落への返歌、即ちしらくものたつ空もの歌を見て母北の方歎き悲しむ、

(二六)七十に我は云々 七十に近しと、帥の任期満五年なれば、即ち前後にかけて凡そに六七年といへり、

(二七)今は留り侍るべきにもあらず 縁組したる今日にてはいなむべきにあらずそれ故に最前此縁をいなみしと、

(二八)我やはこの事いせし 我が此縁談と取計ひたるに非ず、左大臣が取計ひし、其左大臣がかく計らひしは、畢竟我等母にかゝる悲しき目、みせん爲に意地わろくかやうにしたりし、然るを何故喜びつらんと、腹きたなしは根性クロシ「意地クロシ」などいふ意なること、一二の二九にいへり、

(二九)世にかくばかりやは 少將かたはらにありて、母北の方の言を聞きて言へる詞、一般世間に於て親子の別をすれども、かくばかりかゝること言ひつけて泣くものあるか、決して左様のものあらず、甚だ聞き憎しと制しと、むる、甚不條理の事にてかたはらいなければ、

(三〇)帥は左のおはいどのに云々「まかりまうし」は今いふイトマゴロの事、左大臣への暇乞にいたる、

(一) そのちひさき人の落の詞にてしられたり、されは故人納言の末女の山にて、左大一方にて養育せんと思ひしかども、此度の君の一人にて宰府に行くを母北の方か心配して附添へら、由言ひなして、特別注意を乞ふ、
(二) 堪へん心の限は、心に堪へ得られん分限丈はにて、即ち今いふデキ得ル限りハの意なり、
△御装束一くだり云々 諸々御装束一くだりかつけ給ひ、かしこき御馬二つ奉り玉ふいとこまかに或は御装束一くだり、かつけ給ふ、かしこき御馬二つ奉り玉ふ、はなむけのおくりものどもねへごろににし玉ふいとこまかに一などあり、今は田本に従ふ、
(三) かしこき御馬云々 かしこきはヨキ又ハ、スグレタルなどの意に用ふることを五の三二にいへり、はなむけの云々は、帥へは右にみえたるもの即ち餞別なり、又御達へは落よりとらせしものやがて餞別なるべけれど、尙其外に、帥か後妻腹の二人の子をはじめ、それ／＼いとこまかに餞別すと云、

〔第五十九節〕

(一) 殿の御達の云々 即ち三條第の西の對より附添ひて、やがて帥第迄も從隨せしおとな三人 童一人、下仕二人などのことをいへるなり、これらには何を授けたると問ふ、
(二) いといふがひなき事云々 四の君の何物をも取らせぬ由をいふにつきて帥のいへる

〔左大ヨリ〕かへりて、帥、四の君に「かうくなんの給へる。ちひさくおはする君はいくつぞ」と問へば、四の君「十一ばかりぞ」と答へ給へば「老いたると見しおとゞの、いかに幼き子をもたまへりける」といふもをかし、帥「殿の御達の〔三條へ〕かへらんには何か賜へたる」と問へば、四の君「何か取らせん。さるべき物もなければ」と答へ給へば、帥「いといふがひなき事の給ふ。この日ごろより

え、此日頃云々は即ち三條の西の對以來四の君に隨從して當邸までも引移り來りしをいふにて、一口にいへば「此程中久シク使ヒ立テ、一なり、たいにかへし奉らんととは即ち何も授けずその儘戻さんとするをいふにて、去か思はれける事のさて／＼フガヒナキ事よと云、
(三) これはあろかなる云々 前に「女君を、帥、かたちはをかしけなめり、心やいかいあらんとあかず思ひけれど」とみえたり、こゝに至りて、全く四の君のあろかなるを看破りたる、△「耻かしげにの給うて」の句、前文「唯かく一日二日見

タテ、ムナシクカヘシ申サント 思ハレケルカ
て、徒に歸し奉らんとおぼしけるよ」と、耻かしげにの給うて、〔心中ニ〕これはあろかなる心ぞかしと、帥は思ひて、〔贈物ノウチニテ〕残るものありけるを取り出でて、大人三人には絹四匹、綾一匹、蘇枋一斤、童女には絹三匹、蘇枋下仕には絹二匹、蘇枋そへてとらすれば、帥は情ありけりと思ふ。さて〔定メ〕時なりて、曉に〔入〕いそぎ立ちて、いとさわがし。〔母〕北の方泣くく、〔我が家ニ〕かへりなん事を思ひわびて、四の君をとらへて泣き居たるほどに、黄金して、透箱を衣箱の大きにして、たんのくみして結べるに、朽葉の羅のつゝみに包みて入れたる。いづこよりぞ」と問へば、唯「おのつから北のかた御覽すべきなり」と申して、使かへりぬと〔取次ノ人ガ〕申せば、あやしくて、見れば、羅海の色に染めて、しきにはしき

給ひてやみ給ひなんと
やおぼし給ふと打ち笑
ひ給ふさま、いとやす
らかなり」の句と對し
みるべし、このやすら
かなりの句、耻かしげ
にの給うての句、中納
言の人物を描きいだす
ところ、

さて又帥すでに四の君
のおろかなるを知りて
此後何事もなきもの
は、即ち左大臣の徳に
よる事、後文「帥は此
殿の御徳にて大納言に
なり玉へり」とあるに
てあるべし、

△蘇枋一きん 諸本一
たんとあり、活本根岸
本に従ふ、

△帥はなさけありけり
と思ふ 帥のには着
目すべし、此一のいの

たり。黄金の洲濱中にあり。沈の船どもうけて、島に木ども多く
植ゑて、洲濱（フサマ）いとをかし。物や書きたると見れば、しろき色
紙に、いとちひさく（書き）て、船のうきたる所に貼つてたり。放ち
て見れば、かくかけり。

今はとて島こぎはなれ行く船にひれふるそでを見るぞかなし
き

聞ゆるからに人わろし、よしく聞えじ、

と書きたり。おもしろの駒の手なれば、おぼえなくあさまし。（カ、ル
思シガケナク アキレオドロク）

△誰かしいづらんと、（母）北の方も見て、驚きあやしがる。四の

君（少輔トハ）あはれにいひ契りなどもせず、例の人のやうにもせざ
（常ノ夫婦）

りしかば、思ひ出づる事はなけれど、これを見るにぞ、さすがに
（考へ出ス） （シカシナカラ）

辭四の君の御達によく
も思はれぬ意をあらは
す、

（四）さて時なりて云
々 時なりては豫定の
時に至るをいふ、かね
て定めおきたる時刻に
人々起きいで、出立つ
べき支度をなす故騒が
しき、

（五）北の方泣く、
母北の方我が家へ歸る
べきなれど、別を惜み
て歸りかねて泣く、
四の君をとらへ居る
、

（六）黄金して透箱を云
々 すき箱は 四方を
すかして中の品の見ゆ
べくつくりたる箱をい
ふ、こがねの透箱、あ
ろかねのすき箱うつほ
榮花をはじめ多くみえ
たり、此こがねの透箱

思ひ出でらるゝ。少將は、これを左の大臣殿の姫君に奉り給へ」
（可賞）

といへば、母北の方「をかしき物にこそあめれ。猶もたまへれ」と
（左大臣方ニテ世話シテ玉ハリシナレバ）

いふめれども、四の君も、猶萬にし給ふめるものをと思ひて、よ
（レカヨカラ）

かんなり」といふ。少將も「猶々」といひて「我奉らん」とて取りて
（少將 自身持参セン）

けり。おもしろの駒は思ひよらざりけれど、妹どもの心ありけれ
（考モツカサリケレド）

ば、子などあればと思ひて、たゞにやはとてしたるなりけり。
（子モアルナレバ）

夜更けてなん母北の方「家」かへりける。（帥一行ノ）寅の時に皆くだり
（餘 輻 朝廷ヨリ）

ぬ。車十あまりなんありける。おほやけの疾くまかれと、重ねて
（即時）

宣旨くだりければ、山崎にも「滞り」居たらで、やがて急ぎくだりに
（送別）

けり。おくりの人々「も、皆帥、物かづけてなんかへしける。（帥へ）
（授）

遣シ」殿の御達皆「三條殿へ」かへり参りて、日ごろのものがたり、
（此程中ノ 談話） （母北ノ）「我

を衣服入程の大きさに造り、これに縹の組糸をつけて結び、朽葉色の羅の服紗にて包みたりと云、縹とは五色の糸をいふ五色の糸にてうるけしく組みたる紐を縹の組といふ、組は組糸、朽葉色は黄に赤みある色なる事三七の三〇にいへり、うすもの、つゝみは羅の服紗の事、

やはせし』との給ふ事をかたれば、〔左大夫婦〕笑ひになんわらひ給ひける。母北の方、當分ノ間ハしばしは見ぐるしきまで〔四君チ〕戀ひ泣きけれど、日日ごろ過ぎにければ、うちわすれにけり。帥は、ナバ播磨守〔彼地ニテ〕待ちうけて、甚いみじういたはりける事草紙地は書かず。左の大臣殿〔四君〕一所はめやすくなしつ。三君ノ一ニ今一所だにしたらばや』となんの給ひける。

(七)唯おのづから北の方に云々、おのづからといふ詞につきては美濃、尾張の兩家菰などにも言はれたる事あれど、猶よくも叶はず、これには今「天然自然ト」といふと、「ナニトナク」といふとの二種あり、「天然自然ト」といふは例にも及ばず、「ナニトナク」といふ意なるは、枕草紙生昌の事をいふところにて「わざと消息してよびいづべき事にもあらず、おのづからまづかに局などにあらんにも云々源氏紅葉賀事」とも侍らぬ程はおのづからおこたり侍るを」これら例いと多し皆「ナニトナク」の意にて、こゝもその意、誰ともなく何となく北の方に御覽に入れよとばかりいひて使かへりたりとなり、

(八)羅海の色に染めて云々、海の色は碧色、うすものを海の色に染めて箱の底に敷き、海上に見立てたるを、まきは箱の底をいふ、四八の三二にいへる鏡の箱のまきと同じくして彼は下水板をいひ、これは箱の底をいふ、

(九)こがねのすはま、すはまとは島臺の形したる臺の上に洲濱ササヅミ即ち濱邊のさまを作り様々の景物を設けなしたるものをいふ、今は黄金もて洲濱を作り、沈香をもて作りたる船を之にうかべ島には木を作りしなり、

(一〇)物や書きたると見れば、すはまには、或はよしとて、盧のおひたるさまにして歌を書き、又はこれに歌をそへなど、大かた歌あるものなれば、かく思へる、

(一一)船のうきたる所、即ち洲濱の中海にかたどりにて船をうかべたるところにつけたる、

(一二)今はとて、松浦佐用姫の古事に依りてよめり、宣化の朝に大伴狭手彦朝廷の命に依りて任那の軍を救はんために肥前を發す、その妻佐用姫別れを惜しみ、高山に登りて狭手彦の船を望み、領巾を振りて之を招きしより、其山を名けてひれふる山といふ、領巾は昔婦人の領にかけて飾りとしたる服紗の如きもの、名、此古事によりて今四の君の筑紫へ出立つを狭手彦の船になぞらへ、今はといひて陸を漕ぎはなれゆく船故に、領巾ふりし古人の如く引別る、うき目を見るが悲しき事よと云、行く船にのには故にの、に於てのにはあらず、に於てのにとする時は、船に於てひれふるさまをみる事となりて、主客たがへり、ひれふる袖の袖はふるといふにつけて軽くそへたるのみにて別に意なし、

(一四)聞ゆるからに人わろし、人わろしは今いふとは大に異にて、人聞わろしとの事、即ち外聞わろき、別を惜しなどいはんは外聞わろし、よし、寧ろ何とも申すまじと云、兵部少輔は畢竟四の君に捨てられたる人なれば、

(一五)おぼえなくあさまし、おぼえなくは思ひがけなくなる事四〇の一九、あさましは呆れおどろく事一三の一〇にいへり、

(一六)誰かしいづらん、少輔はもとより愚なる人なれば、かゝる事なしいづべきにあらず、何人の爲しいだしたる事ならんぞ怪しむ、

(一七)四の君哀にいひちぎりなどもせず、四の君の少輔を厭ひし事は初より見えたり、さればもとよりいひ契る事もなく、又夫婦のさまもなかりしかど、圖らず妊娠するた事前にみえたり、されば今日も別に思ひいづる事もなけれど、今此おくりものに向へばさすがに只ならぬこゝちすと云、これ人情、

△母北の方をかしき物にこそ云々、母北の方のとに角に慇懃ふかきさま、四の君のおそき心にもさすがに恩に感せしさま、少將の母北の方の頭を憂ひて自ら之を持ちゆくにあざればつひに贈るべからざるを顧慮す

るさま、言外に躍然たり、
(一八)おもしろの駒は云々 兵部少輔よりこのおくりものをおくりし由を注せるなり、少輔はさるおろかなる人なればもとより氣もつかざりしにぞ、妹どもの云々は、子などあれば、たゞにやはと思ひてたしるなりけりとつゞけてこゝろうべし、

△夜ふけてなん母北の方 上文「北の方泣く」かへりなん事をおもひわびて」の句と照らしみるべし、
△寅の時に云々 上文「時なりて曉にいそぎたちて」の句と對しみるべし、車十あまりの句、上文「おとな三人云々」の文と照しみるべし、

(一九)山崎にも居たらで 當時旅立ちする人をば山崎までおくり、そこにてゆる／＼別を惜しみたる事彼これのものにみえたり、されど急速赴任すべき仰ごとあるによりて、山崎にも滞り居らで急ぎ下るなり、

(二〇)御違皆かへり参りて云々 三條殿より四の君に隨ひて帥第へ渡りし御達、帥一行出立ちたるにより三條殿へ歸り來りて、此程中帥第にてありし事どもの談話をする序に、かの母北の方の我やはせし、左大臣殿の腹ぎたなき云々といひし事を語るこ、

【第六〇節】

△かくて年月云々 これより以下この物語全眸の收結にして、これを收結するにつきて、先これが冒頭にいはるこ、

(二)大貳は云々 帥を大貳と稱する事は上にいへり、さて宰府は九國二島を管し、その權力もとより遠く他の國守と異なるものなるを、今其帥の服従此の如きをあげて左大臣の

斯 かくて年月経るに、結構ナルめでたき事どもなんまさりたりける。大貳は平安 宰府へ到着たひらかにくだり着きて、左の大臣殿に、物いと多く奉り給ひけり。左の大臣殿の太郎、十四にて御冠、姫君、十三にて御裳着せ奉り給ふ。太政大臣二郎君をも、おとさじとせさせ奉り給ふに、父大

徳のひろく及べるをあらはす、

(二)十四にて御冠 かうぶりとし初冠の事にて即ち元服、髪を

あけて童形を改め、冠を加へ、大人の服を着て大人となる禮を行ふをいふ、裳着の事は一

の四にいへり、さて「十四にて」の字諸本皆

かくあれどもこは「十五にて」の誤るべし、

いかにとなれば、太郎二郎と大君とは皆歳子

にて、姫君十三とあれば、太郎は十五、二郎

は十四なるべければ、

(三)二郎君をもおとさ

じと 太政大臣さやうにせらるゝこ、これその寵孫にて前にも弟太

臣「かくいどませ給ふ」と笑ひ給ひぬ。年かへりては、姫君内裏に

参り給はんとて、限なくかしづき給ふほどに、はかなくて年もか

へりぬ。二月に「内裏」参らせ給ふ。書かずとも、儀式ありさま盛太

「思ひやれ。」御叔はナレバかぎりなくをかしげにおはすれば、いと時め

き給ふに、いと隔段ニ後の宮、思ひ聞え給へれば、はじめさむらひ給

ふ人々よりも、こよなく花やぎ給ふ。播磨守は、辨になり給ひに

けり、かの衛門が夫の三河守は、左少の辨にてなんありける衛門

辨の北の方にて、あまた子産みいで、いとおもおもしろくて、

「三條殿」まゐりまかんでしける。かゝるほどに、「太政大臣殿心地な

やみ給うて、太政大臣かへし奉り給へりしかど、帝更に用ゐ給は

ねば「い」といたう老いて侍れど、朝家を見奉り侍らざらんが悲し

郎と名けし由みゆ、あ
とさじは劣らしめじと
の事にて同じく元服さ
せんとする人、
(四) 姫君内裏に参り給
はんとて、主上に奉ら
んとする人、
(五) かぎりなく云々
容姿すぐれさ給ふに
よりて、主上の御寵愛
深く至て全盛とて一時
めく」とけ時は時の所
などいふ時にて、盛に
用ひらるゝさまにい
ふ、
(六) いよいよ後の宮云
々いとはいはいとく
の約りたる詞にて、
「一層」又は「殊更」など
いふ程の意、後の宮は
左大臣の御妹にて、姫
君の御叔母なれば御寵
愛ある人、主上の御寵
遇ある上に此の如くな

さに、今まで参り侍りつるなり。今年なんつゝしむべき年に侍れ
ば、こもり侍らんと思ひ給ふるに、この職にては朝家のやんご
となき政事に参らては、いと便なかるべし。辭し奉るかはりに
は、左大臣を「太政大臣」なさせ給へ。才けしうは侍らざめり。されば
翁よりも、御後見はいとよくし侍りなん」と「御女」後の宮しても、
せめて申させ給ひければ、帝「何かけ苦シカラシ句。生きて物し
給はんこそ嬉しからめ」とて左の大臣を太政大臣になし奉り給
ふ、世人「まだ四十になり給はて位を極め給へる事よ」と、驚き
あへり。

「大臣」御女の女御后に居給ひぬ。宮の亮に、少將を中將になして
なん、せさせ給ひける。兵衛の佐たち、皆よろこびし給ふ。太郎の

れば最初より入内老玉
ひし女御更衣よりも隔
段に花やかに全盛と
て、こよなしは殊のほ
かたがへるといふと
二五の四にいへり、
(七) 播磨守は辨 中辨
なるべし、中辨は相當
正五位上、此人越前守
たりし時左大臣家の家
司かけて加階すとみ
ゆ、越前は大國なりば
守は相當從五位上なり
加階して正五位下な
り、其後播磨となりて
加階せば已に正五位上
たり、且三國の守をも
經たる事なれば中辨と
なれるなるべし、
(八) かの南門か夫云
々 即ち惟成なり、左
の辨は相當正五位下
にして惟成已に左少辨
たるをもて、衛門も今

兵衛の佐、左近衛の少將になり給ひぬ。祖父大殿「我兵衛の佐を
おそくなし給ふ」との給へば「いとわりなき事、おのれが子のか
ぎりを、事のはじめには、いかゞはし侍らん」と申し給へば「これ
は御子かは、翁の五郎に侍れば、何かは「世間」人の謗りにならん。
さきには御太郎、左近の司にはなりにしかば、こたみは右近の少
將になせ。叔父にて甥になり劣るやうやはある」との給ひて「よ
しく、しぶく」に思ひ給ふめり」と、「玉玉」内裏に切に奏せさ
せ給りて、右近衛の少將になし給りて「からでこそ見ぬ、この子
疾くうまれたらましかば、これにぞ我冠も譲らまし」とぞ給
ひける。かなしうし給ふとは尋常なりや。大臣殿の北の方の御幸
福を「入々稱シテ」めでたしと「ホメン」はふるめかし「キ言草乙」や、落窪「落窪」

は北の方と稱せらるゝ、
(九)いとあもくし
く、あもくしは貴く
あつきたる貌もの
くしのオモくし
とけおのづから差別あ
ること四九の二三にい
へるが如し、
(一〇)今年なんつし
むべき年、即ち陰陽道
よりする説にて、方位
説と同じ、
(一一)翁よりも御うし
ろみは云々、攝政、關
白、太政大臣を主上の
御後見と稱し、おほや
けの御うしろみといへ
り、今主上御幼年にま
しませば、縣居翁云、
是は平安の都の始まで
はなき事にて、皇威漸
くうしく大臣の權つ
りての世の事なり、そ

に、ひとへの御袴のほどは、かく太政大臣の北の御方、後の御母
と見え給はざりき」とぞ、猶むかしの「事ヲシタル」人々はみそか言も
いひける。三の君は、中宮の御匣殿になんなし奉り給へりける。
帥は任はて、いとたひらかに四の君の「京ニ歸リ」來たるを、「母北の
方嬉しとおぼしたる」道理ぞかし。かく「人々」榮え給ふを、よく
見よとや神佛もおぼしたりけん。「母北」急とみにも死なで、七十餘
までなんいましける。大臣殿の北の方「いといたく老い給ふめ
り、功德をおもほせ」との給ひて、尼にいとめてたくてなし給へ
りけるを、「母北」よろこびの給ひて、いますかりけり「世にあらん
人、繼子にくむな。繼子なん嬉しきものにぞありける」との給う
て、又うち腹立ち給ふ時は「母」タベタキニ「魚のほしきに、我を尼になし給へる。

の中にても榮花物語な
どに花山一條院の御時
ことゝさること多くい
ひたり、かなしむべき
事へけり、云々、
(一二)御女の女御云
々、即ち上に參内の事
みえたる大臣の大君、
中宮となり給へるにて
かの三郎君たりし少將
を中將として中宮亮に
任せられし、中宮亮
は相當從五位下なれど
も、中將は相當從四位
下なれば、即ち兄の辨
にもこえて殿上人たり
し、△此條前文一女
君は云々大夫をば御子
の如くおぼしたり」の
句と照しみるべし〇さ
てこゝに后とあるは中
宮といふ事、是にて
御叔母の后は皇太后
ること明かなり、

産まぬ子は、かく腹きたなかりけり」となんの給ひける。死に給
ひて後も、唯大臣殿ぞ「葬式ソノ外」いかめしうし給ひける。衛門は宮
の内侍になりけり。「是ヨリ」後々の事は次々に出で來べし、この
少將の君達、一よろひになりあがり給ひける。「か」祖父大殿亡せ
給ひにけれど「我思は」第大郎「ななしおとしそ」と、かへすく
「遠シテ」の給ひければ、わづらはしくて、やんごとなきものになん、
弟の君をば思ひ給ひける。左大將右大將にてぞ、つゞきてなりあ
がり給ひける。母北の方、御幸福いはずとも、げと見えたり。帥
はこの殿の御徳にて大納言になり給へり。あもしろの駒は病重
くて、法師になりければ、音にだにも聞えぬなるべし、かの典
藥の助け蹴られたりしを病源にて死にけり「これかくておはす

△兵衛の佐た、云々
太郎の冠す、事前にみ
えて、二郎の冠す、こ
と及び此二人兵衛佐
たる事を省き、こゝに
てかくいひて、かねて
左右の兵衛佐たるを示
す、筆致甚妙な、

るをも見ずなりぬるぞくちをしき。などてあまり蹴させけん。
暫し生けておいたらんものを」とぞ、男君の給ひける。女御の家
司に、和泉守なりて、御徳いみじう見ければ、むかしの阿漕は今
は典侍なるべし。典侍は、二百まで生けるといふ。

衛門ナバノ夫

残念ナール

何トシテ

(一三)事のはじめ 何

事によらず、一事の最初にあたる事にいふ、前に物のはじめにもあしう云々といへ物のはじめと意や、
同じ、太政大臣に任せし最初の施政にいふ、

(一四)これ 御子かは云々 大殿の詞也、これは大臣の子にはあらず、わが子にて五男と云、實は大臣の
二郎なれども、幼年より大殿にて養育せし事なれば、わざとかくいへるな、さ 大臣の弟は二人の由かねて
みえたるに、こゝに四郎といはす、かくいふは、一人は早世とせしを思はせていへるな、

(一五)よゝゝしふゝに云々 しぶゝに今いふに同じく不得心の貌、即不承知のさまをいふ

(一六)此子と生れたらましかば 五郎といふより更に一步を進めていへり、大臣より先に生れたらば、こ
れに太政大臣をも譲らんと云、あるまじき事をありけにいふところ、眞に子孫を愛する情のみゆるるところにて
おもしろし

(一七)おほい殿の北の方の云々 めでたしとは以下、落の幸福を稱賛する人々の詞な、落窪にひとへの云々
にかの落窪る室にさしおかれて、ひとへ衣はらし、袴一つきてとありし時の事な、

△此文敷言にして全篇の大意を收結し、しかも之を人の詞にかりてことさらに收結の迹を没せしむ、巧妙實
に驚くべし、

(一八)三の君は中宮のみくしげ殿 御匣殿は禁中貞觀殿の中后町の北にて御装束の所をいふ、こゝの別當を

稱して直ちに御匣殿といふ、拾芥抄に云御匣殿在貞觀殿以上臈女房爲別當、また禁秘抄云、是非女御
更衣之儀、只御所中沙汰人也、上古不絶有之、内藏寮外御服裁縫所也、など見えて、もと御匣殿の別
當、即ちその長として御装束の事を司る女房の長なるを、或は人によりては主上の御寝にも侍する事ある
な、

△此三の君の事前文にみえたる、三四の君なん思ふ人すくなきやうに云々」より以下ところゝにみえたる
文脈と相照らしてみるべし、ますゝ此大臣の言行一致を認むべきな、

(一九)功德をおもほせ 功德は佛經よりいへたる語、何事によらず佛教に従ひて作善するをいふこゝには出
家入道して尼となる事をいへり、

(二〇)いますかりけり 在すより活ける一種の詞にて、「おはす」といふに同じ、

△魚のほしきに 其人がらをゑがき出してますゝ妙、さて死に玉ひてと筆を省きしところ亦甚粋を得た
り、

(二二)衛門は宮の内侍 内侍は内侍司にもいひ、又掌侍をもいふ、こゝは掌侍をいふ、掌侍は相當從五位
なり

(二三)わづらはし「心ヅカヒ」氣ガオカル「ムツカシ」而倒ナリ「迷惑」などの意な、こゝは氣ノオカル、
ナにいへり、やんごとなく、四四の六にいへり、こゝは「ステオカレヌ」の意な、

(二四)女御の家司云々 女御は即ち大臣の御女、上に后に居る由みえたり、こゝに女御とあるはそのいま
だ后に立ち給はざる程の事にていへばなり、さるからに家司とあり、さて阿漕のをば、落、落窪にありし時
力を添へし人なれば其夫のその時和泉守なりしは終に此女御の家司となりて至極の恩をうくことな、

(二五)むかしの阿漕云々 阿漕のをばの夫なる和泉守すらまでもかゝる恩、蒙る程の事なれば、まして昔
忠を盡し、阿漕は今典侍となりたりと云、御徳いみじうみれば、昔の云々と和泉守より阿漕に移るどころ
宛轉として味あり、典侍は五の三六にいへり相當從四位にて女官として高き地位なり、

(二六)典侍は二百まで 身辨の北方となり、又女官として典侍に昇進し、しかも二百の齡を得といふ、福祿
壽を全うせるもの偏にその忠實の報に依る事を言外にあらはす、

△以上太郎二郎の左右大將にて、續きてなりあがるといふをもて、落の幸福の極度に達せるを示し、さて帥の事、面白の駒の事、典藥の助の事を結びて、更に初めに回らして和泉守の事を收め一轉して昔の阿漕といふをもて完結するところ、雷雨收まりて清風もむるに袖を吹き、一輪の明月光涼しく松の梢にかゝるに似たり、



落窪物語大成四の巻 大尾

明治三十四年四月十七日印刷
明治三十四年四月二十日發行

落窪物語大成全四冊

定價金壹圓八拾錢

著 作者

中 邨 秋 香

東京市本郷區西片町十番地

印 發行 者 兼

大日本圖書株式會社

東京市京橋區銀座壹丁目二十二番地



右代表者
専務取締役
宮 川 保 全

東京市京橋區銀座壹丁目二十二番地

大日本圖書株式會社

大阪市東區北久太郎町四丁目十七番屋敷

發 賣 所

同 支 社

各 府 縣 下 特 約 販 賣 所

東京大学図書印

